

連合岩手 第 39 回年次大会議案

と き 2026 年 10 月 21 日（水） 13 時 00 分～

ところ サンセール盛岡 1 階 大ホール



第 97 回岩手県中央メーデー
(2026 年 5 月 1 日：盛岡城跡公園)



2026 春季生活闘争勝利 2.28
岩手県中央総決起集会
(2026 年 2 月 28 日：岩手教育会館)

日本労働組合総連合会岩手県連合会

第 3 9 回年次大会次第

1. 開会あいさつ
2. 議長団選出
3. 議長団あいさつ
4. 大会各種委員の任命
5. 会長あいさつ
6. 来賓あいさつ
7. 祝電ならびにメッセージの紹介
8. 資格審査報告
9. 大会成立宣言
10. 大会運営委員会報告
11. 報告事項
 - (1) 2026 年度一般活動報告
 - (2) 2026 年度会計決算報告
 - (3) 2026 年度会計監査報告
 - (4) その他
12. 議 事
 - (1) 第 1 号議案 2026 春季生活闘争等のまとめ（案）
 - (2) 第 2 号議案 第 51 回衆議院議員総選挙の取り組みのまとめ（案）
 - (3) 第 3 号議案 2027 年度活動計画（案）
 - (4) 第 4 号議案 不正経理事案の終結について
 - (5) 第 5 号議案 連合岩手旅費規程の一部改正（案）
 - (6) 第 6 号議案 2026 年度一般会計剰余金処分（案）ならびに
2027 年度一般会計予算（案）
 - (7) 第 7 号議案 会計監査人の選任について
 - (8) 第 8 号議案 役員の選出について
 - (9) 第 9 号議案 退任役員表彰について
 - (10) 第 10 号議案 その他
13. 大会アピール採択
14. 大会各種委員の解任
15. 議長団退任あいさつ
16. 閉会あいさつ
(団結ガンバロウ三唱)

第 1 号議案

2026 春季生活闘争等のまとめ（案）について

2026春季生活闘争のまとめ(案)

はじめに

2026 春季生活闘争は、物価上昇が続く厳しい生活・経済環境のもと、「こだわろう！ 暮らしの向上」の実現に向け、月例賃金の引き上げや企業内最低賃金の協定化など「人への投資」にこだわるとともに、労働条件や働き方の改善を進め、実質賃金の改善と格差是正、「賃上げノルム」の定着をめざした。また、適正な価格転嫁と公正な取引環境の実現、地場・中小企業が継続的に賃上げできる環境の整備を求めるとともに、労働組合の役割・必要性を広く発信し、組織強化・拡大につなげる取り組みを進めた。

I. 2026春季生活闘争の取り組み結果と評価

1. 取り組み結果

(1) 「連合アクション」

2025 年 12 月から 2026 年 3 月末まで、「日本の実質賃金を 1% 上昇軌道に」「全体 5% 以上、地場・中小組合 6% 以上、有期・短時間・契約等労働者 7% 以上」を目安に、全国で「連合アクション」を展開した。岩手では、賃上げへの意気込みを発信する動画を作成し、連合本部へ結集するとともに、全国の動画と併せてホームページで公開するなど、春季生活闘争に向けた機運の醸成を図った。

また、「れんごうの日（05 日）」については、2 月 5 日分が衆議院選挙のため延期となったものの、3 月 5 日に連合本部との統一行動として、れんごうの日と連動した街頭宣伝行動を実施した。連合本部の宣伝器材（チラシ・オニオンスープ）を活用し、「こだわろう！ 暮らしの向上 ひろげよう！ 仲間の輪」を合言葉に、賃上げの必要性と春季生活闘争の取り組みを広く社会に発信した。

(2) 労働相談の取り組み

2 月 17 日～18 日、「安心して働ける雇用を、すべての人に！」「つくろう！ はいろう！ 労働組合！」をテーマに全国一斉集中労働相談ホットラインを開設した。各地域協議会と連携し、労働者から寄せられた職場や労働条件に関する相談、労働組合の結成・加入に関する相談に対応し、職場改善と組織化につながる取り組みを進めた。

(3) 企業内最低賃金の協定化と賃上の底上げ・底支え

賃金の底上げ・底支えに向け、企業内最低賃金の改定・協定化の重要性について組織内で認識を共有し、協定の締結・改定に向けた取り組みを進めた。

(4) 集会・共闘体制の取り組み

「2. 6 闘争開始宣言集会」「2. 28 岩手県中央総決起集会（連合本部統一行動）」

「4. 16 地場・中小組合解決促進総決起集会」を開催するとともに、部門別共闘連絡会および地場・中小共闘センター幹事会を開催した。各組織間で交渉状況や課題などの情報共有を行い、春季生活闘争の結集と共闘体制の強化を図った。

(5) 経営者団体等への要請行動

連合岩手 2026 春季生活闘争方針をもとに、労働条件改善に関する 10 項目の重

点事項を設定し、3月11日の岩手県経営者協会をはじめ、3月30日から4月22日にかけて各商工団体へ要請行動を実施した。賃上げや労働条件改善に向けた連合岩手の考え方を説明するとともに、地域における課題や取り組みについて意見交換を行った。

(6) 地域協議会の取り組み

「2.6 闘争開始宣言集会」以降、各地区討論集会等を開催した。集会の中では連合岩手の方針を確認した。

また、単組ごとの春闘にかける思いや取り組み、交渉課題などを共有し、地域における春季生活闘争の機運醸成と連携強化を図った。

(7) 春闘中間報告の情報発信

2026 春季生活闘争における加盟組織の集約結果を取りまとめた中間報告を「4.16 地場・中小組合解決促進総決起集会」に先立ち記者会見を実施した。県内の交渉状況や賃上げの成果を社会へ発信した。

※中間報告その1・その2のプレスリリース 別紙 2-1・2 を参照

(8) 組織拡大へ向けた取り組み

2月17日～18日の労働相談を皮切りに、医療・介護事業者を対象として連合本部が作成したアンケートを実施するとともに、地域協議会事務局長と連携した企業訪問を通して、現場が抱える課題の把握と労働組合への理解促進を図り、医療・介護分野を中心に組織拡大に向けた接点づくりに取り組んだ。

2. 集約結果の概況

(1) 賃金要求目安(第50回地方委員会確認事項2026.2.6)

- ①組合員数 300 人以上では県内の賃金実態と、頻繁に購入する品目の物価上昇率(平均 4.8%)を踏まえ、賃上げ分 13,300 円と賃金カーブ維持分 4,300 円を合わせ、17,600 円以上(6.4%以上)を要求目安とした。
- ②組合員 300 人未満では企業規模間格差の是正を重視し、300 人以上の要求目安に格差是正分 2,800 円を加え、20,400 円以上(7.4%以上)を要求目安とした。
- ③パート・有期・契約等労働者については、正社員との均衡・均等待遇の確保と処遇改善をめざし、地場・中小組合の正社員と同率の7.4%以上を要求目安とし、時間額では84円以上の引き上げを求めることとした。

(2) 賃金要求状況(金額はすべて加重) 別紙 1

- ①岩手県全体では要求書提出が110組合、昨年と比較して6組合増となり、平均は18,451円(6.29%)となった。昨年と比較すると741円、0.09ポイントと額・率ともに上回った。
- ②地場・中小組合(300人未満)では要求書提出が80組合、昨年と比較して2組合増となり、平均は17,818円(6.98%)となった。昨年と比較すると167円減、0.09ポイント増となった。とりわけ99人以下では平均17,256円(7.06%)となり、昨年と比較すると547円増、率は同率となった。

(3) 賃金妥結状況(金額はすべて加重) 別紙 1

- ①岩手県全体では 101 組合が妥結となり、平均は 14,086 円(4.69%)となった。昨年と比較すると 1,645 円減、0.68 ポイント減となった。

②地場・中小組合(300人未満)では71組合が妥結となり、平均は13,008円(4.91%)となった、昨年と比較すると347円減、0.36ポイント減となった。一方、99人以下では平均11,441円(4.46%)となり、昨年と比較すると828円増、0.07ポイント増となった。

③300人以上では30組合が妥結となり、平均は14,313円(4.64%)となった。昨年と比較すると1,977円減、0.75ポイント減となった。

(4)パート・有期・契約等労働者の状況 別紙1

①岩手県全体では要求書提出が18組合、昨年と比較して2組合増となり、平均要求額は89.04円(8.06%)となった。昨年と比較すると7.91円、0.45ポイントと額・率ともに上回った。

②17組合が妥結となり、昨年と比較して2組合増となった。平均引き上げ額は70.95円(6.27%)で、昨年と比較すると7.29円、0.21ポイントと額・率ともに上回る結果となった。

Ⅱ. 2026春季生活闘争の評価

1. 賃金引き上げと「賃上げノルム」の定着

2026春季生活闘争は、物価上昇が続くなか、生活の維持・向上に向けて継続的な賃上げを求めるとともに、「人への投資」の重要性を踏まえた労使交渉を進めた。県内全体の妥結結果は前年を下回ったものの、平均14,086円、賃上げ率4.69%の賃金改善を実現し、賃上げを企業の持続的な成長や人材の確保・定着に不可欠な取り組みとして、労使で共有することができた。また、継続的に取り組むべきものとする「賃上げノルム」が社会的に形成されつつあるなか、県内においても賃上げの流れを継続させる取り組みとなった。

2. 地場・中小企業、非正規労働者への波及

企業規模や雇用形態による賃金格差に向けて、地場・中小企業や非正規雇用労働者の賃金改善を高い要求を設定して取り組んだ。結果として、99人以下の組合やパート・有期・契約等労働者においては、前年を上回る成果を得られ、格差是正に向けた取り組みを前進させることができた。

また、企業内最低賃金の協定化は、実績が限定的であったものの、その必要性を提起し、今後の協定化に向けた足がかりとなった。あわせて、適正な価格転嫁や公正な取引環境の実現など、持続的な賃上げに向けた環境整備の重要性を改めて認識する機会となった。

3. 労働条件の改善

労働条件向上に向け、休日、各種手当、人事評価、育児・介護休業、年次有給休暇などの改善を進め、人材確保や定着に向けてきた。

4. 社会的な賃上げ機運の醸成

「連合アクション」や「れんごうの日(05日)」の機会を捉え街頭街宣活動を通じてSNS、記者会見、経済・商工団体への要請、地域討論集会や共闘連絡会な

どを通じて、賃上げの必要性を広く発信し、未組織労働者や地域社会の理解を促進することができた。

また、プレスリリースによる要求・妥結状況の発信は、春季生活闘争の社会的な認知を高め、賃上げの相場形成を図った。

加えて、企業訪問やオルグ活動を通じて労働組合の役割や必要性を伝え、組織拡大・組織強化に向けた関係づくりを進めるなど、今後の運動基盤の強化につながる取り組みとなった。

Ⅲ. 今後に向けた課題

県内では賃上げの流れが形成されているものの、賃上げ額・率は前年を下回る結果となり中央との賃金格差が広がっている。加えて企業規模間などの格差も生じている。こうした状況を踏まえ、持続的な賃上げと格差是正に向け、以下の課題が明らかとなった。

- ・物価上昇を上回る実質賃金の確保と、すべての働く者の賃金の底上げ・底支え
- ・中央との賃金水準の格差、企業規模間・雇用形態間・業種間の賃金格差の是正
- ・地場・中小企業が継続的に賃上げできる環境の整備
- ・非正規雇用労働者の処遇改善、企業内最低賃金協定の拡大、最低賃金の引き上げ
- ・適正な価格転嫁と公正な取引環境の実現、地域ミニマム運動・共闘体制・地域運動の強化

Ⅳ. 2027春季生活闘争に向けて

2026春季生活闘争で明らかとなった課題を踏まえ、2027春季生活闘争では、以下に取り組んでいく。

1. 持続的な賃上げと実質賃金の改善

物価上昇を上回る賃上げを実現し、実質賃金の継続的な改善を図るとともに、「賃上げがあたりまえ」の社会を岩手に定着させる。

2. 地場・中小企業と非正規労働者への波及

地場・中小企業やパート・有期・契約等労働者を含むすべての働く者の賃金の底上げ・底支えを進め、中央との賃金水準、企業規模間・雇用形態間の格差是正を図る。

3. 適正な価格転嫁と賃上げ環境の整備

地場・中小企業が継続的に賃上げできるよう、適正な価格転嫁と公正な取引環境の実現を求め、経営者団体・商工団体・行政等との連携を強化する。

4. 最低賃金と企業内最低賃金協定の取り組み強化

最低賃金の引き上げと地域間格差の是正を求めるとともに、企業内最低賃金協定の拡大を進め、賃金の底上げ・底支えを図る。

5. 運動・共闘体制と組織の強化

街頭宣伝、集会、SNS 等による情報発信を強化するとともに、各構成組織・単組・地域協議会の連携を深める。また、地域ミニマム運動、労働相談、企業訪問等を通じて、組織拡大・組織強化を進める。

以上



2026春季生活闘争「要求・妥結」 最終まとめ 報告資料

1. 賃金引き上げ(要求)

(1) 正規労働者 (平均賃金方式 集計組合員による加重平均)

2026/8/31

平均賃金方式		2026要求(2026年8月31日集計)			昨 年 対 比	2025要求(2025年8月30日集計)		
		集計組合数	定昇相当込み	定昇相当込み		集計組合数	定昇相当込み	定昇相当込み
		集計組合員数	賃上げ額	賃上げ率		集計組合員数	賃上げ額	賃上げ率
		110 組合 40,144 人	18,451 円	6.29 %	741 円 0.09 ポイント	104 組合 41,030 人	17,710 円	6.20 %
	300人未満計	80 組合 7,767 人	17,818 円	6.98 %	-167 円 0.09 ポイント	78 組合 8,214 人	17,985 円	6.89 %
	~99人	48 組合 2,260 人	17,256 円	7.06 %	547 円 0.00 ポイント	42 組合 1,974 人	16,709 円	7.06 %
	100~299人	32 組合 5,507 人	18,049 円	6.95 %	-351 円 0.12 ポイント	36 組合 6,240 人	18,400 円	6.83 %
	300人以上計	30 組合 32,677 人	18,603 円	6.13 %	960 円 0.08 ポイント	26 組合 32,816 人	17,643 円	6.05 %
	300~999人	20 組合 10,926 人	18,669 円	6.59 %	2,178 円 0.87 ポイント	17 組合 10,122 人	16,491 円	5.72 %
	1,000人~	10 組合 21,751 人	18,571 円	5.90 %	415 円 -0.30 ポイント	9 組合 22,694 人	18,156 円	6.20 %

(2) パート・有期・契約等労働者(時給)

区分	組合数	要求額(円)	要求率(%)
2026	18	89.04	8.06
2025	16	81.13	7.61
対比	2	7.91	0.45

2. 賃金引き上げ(妥結)

(1) 正規労働者 (平均賃金方式 集計組合員による加重平均)

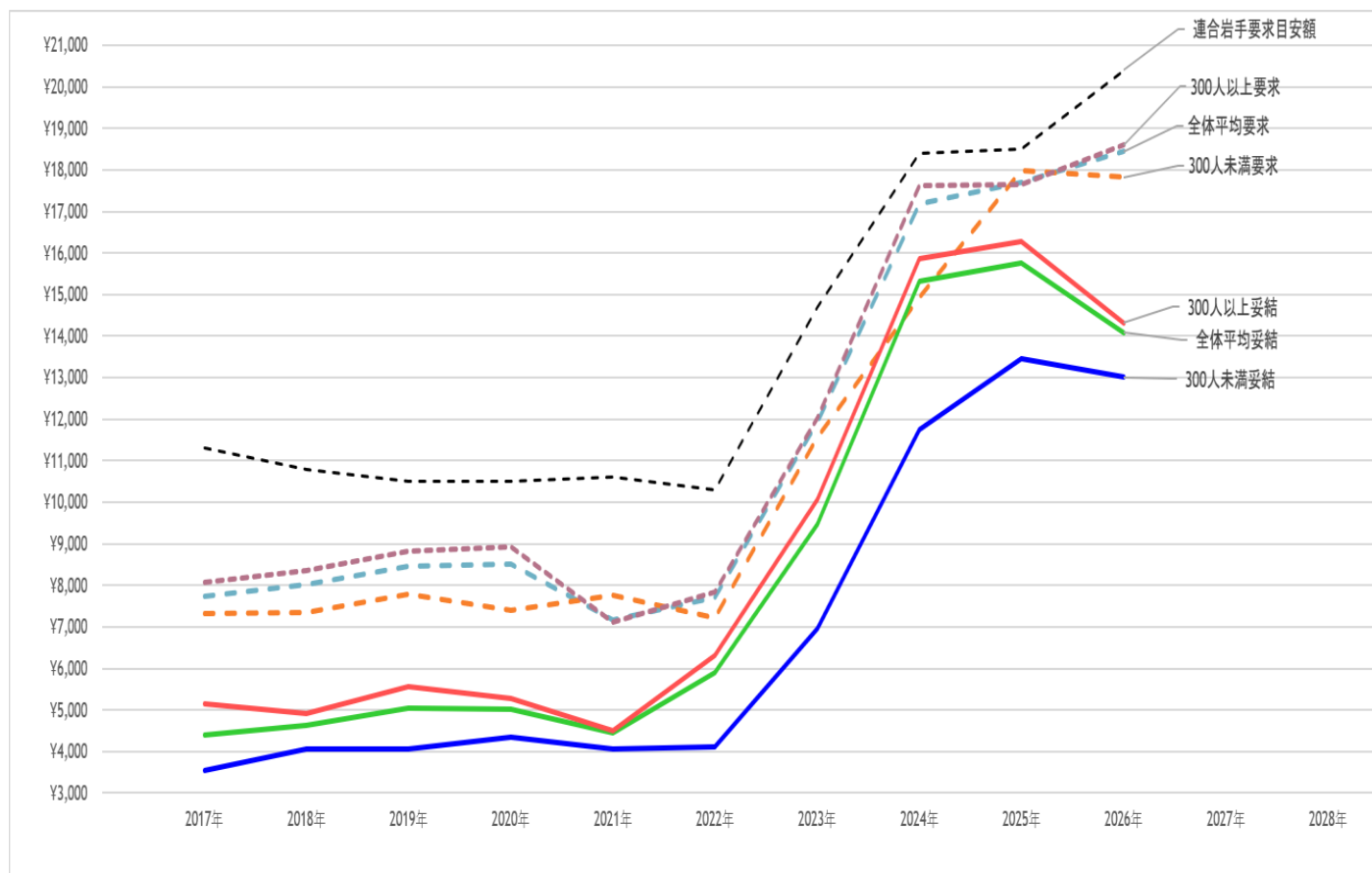
平均賃金方式		2026妥結(2026年8月31日集計)			昨 年 対 比	2025 妥結(2025年8月30日集計)		
		集計組合数	定昇相当込み	定昇相当込み		集計組合数	定昇相当込み	定昇相当込み
		集計組合員数	賃上げ額	賃上げ率		集計組合員数	賃上げ額	賃上げ率
		101 組合 39,570 人	14,086 円	4.69 %	-1,645 円 -0.68 ポイント	95 組合 40,530 人	15,731 円	5.37 %
	300人未満計	71 組合 6,893 人	13,008 円	4.91 %	-347 円 -0.36 ポイント	69 組合 7,714 人	13,355 円	5.27 %
	~99人	44 組合 1,999 人	11,441 円	4.46 %	828 円 0.07 ポイント	36 組合 1,700 人	10,613 円	4.39 %
	100~299人	27 組合 4,894 人	13,648 円	5.10 %	-482 円 -0.39 ポイント	33 組合 6,014 人	14,130 円	5.49 %
	300人以上計	30 組合 32,677 人	14,313 円	4.64 %	-1,977 円 -0.75 ポイント	26 組合 32,816 人	16,290 円	5.39 %
	300~999人	20 組合 10,926 人	13,222 円	4.66 %	-839 円 -0.41 ポイント	17 組合 10,122 人	14,061 円	5.07 %
	1,000人~	10 組合 21,751 人	14,862 円	4.63 %	-2,422 円 -0.90 ポイント	9 組合 22,694 人	17,284 円	5.53 %

(2) パート・有期・契約等労働者(時給)

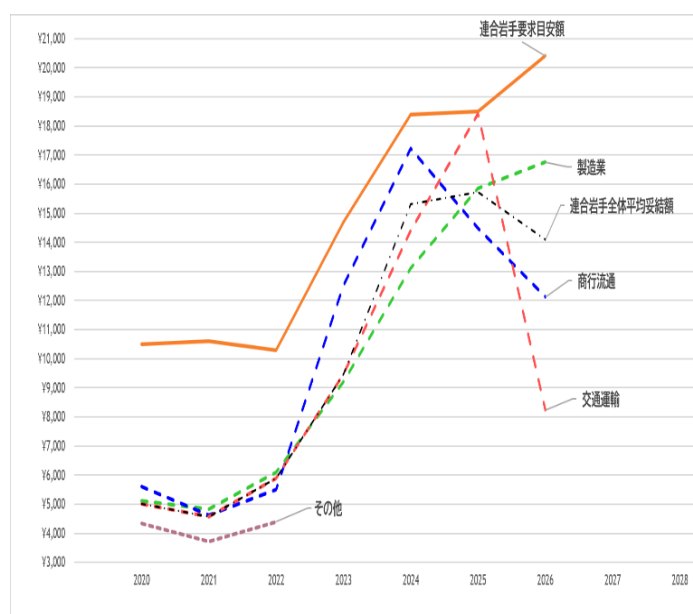
区分	組合数	引上げ額(円)	引上げ率(%)
2026	17	70.95	6.27
2025	15	63.66	6.06
対比	2	7.29	0.21

(参考資料)

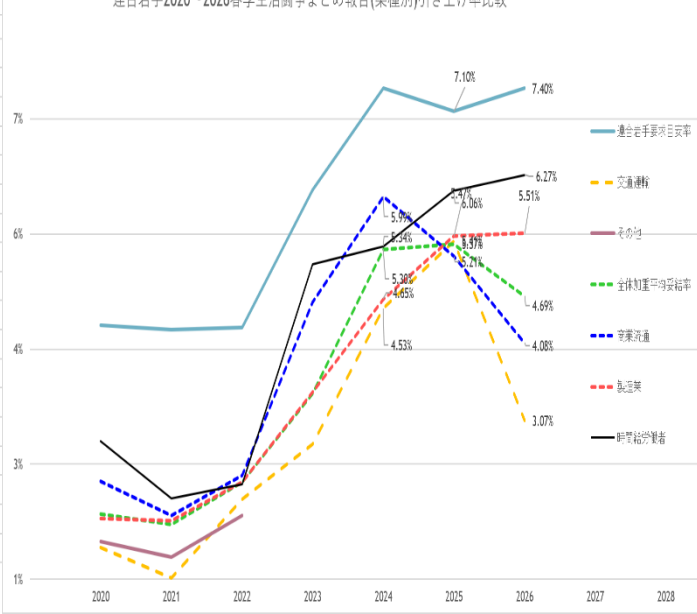
連合岩手2026春季生活闘争結果報告の推移(まとめ)



連合岩手2020～2026春季生活闘争まとめ(産業別)引上げ額比較



連合岩手2020～2026春季生活闘争まとめ報告(業種別)引き上げ率比較



【産業別妥結結果(2023～2026まとめ対比)】

業種別		2026回答・妥結				2025回答・妥結				2024回答・妥結				2023回答・妥結			
	人数規模	組合数	組合員数	金額	率	組合数	組合員数	金額	率	組合数	組合員数	金額	率	組合数	組合員数	金額	率
製造業	～99	16	894	11,603	4.23	15	849	10,911	4.10	18	849	12,890	5.41	13	717	6,672	2.49
	100～299	19	3,596	13,220	4.94	20	3,682	13,467	5.09	19	2,866	13,343	5.24	16	2,701	7,887	3.19
	300未満計	35	4,490	12,898	4.80	35	4,531	12,988	4.94	37	3,715	13,239	5.27	29	3,418	7,632	3.06
	300～999	7	3,346	16,266	5.91	6	3,612	14,620	5.22	9	4,594	9,682	3.73	7	3,925	8,767	3.57
	1,000	5	11,078	18,462	5.68	6	12,018	17,322	5.73	3	8,009	15,041	4.88	2	3,718	11,084	3.64
	計	47	18,914	16,753	5.51	47	20,161	15,864	5.47	49	16,318	13,122	4.65	38	11,061	9,195	3.44
商業流通	～99	20	734	13,278	5.27	14	599	11,269	4.75	9	306	8,076	3.23	4	157	10,392	4.84
	100～299	8	1,298	14,832	5.54	12	2,212	15,440	6.18	8	1,356	10,202	4.13	6	975	7,817	3.32
	300未満計	28	2,032	14,271	5.45	26	2,811	14,551	5.87	17	1,662	9,811	3.96	10	1,132	8,174	4.76
	300～999	9	5,814	12,932	4.45	9	5,544	13,727	5.08	11	7,051	13,583	5.23	5	3,390	11,874	4.61
	1,000	4	8,778	11,072	3.51	2	6,176	15,107	5.03	5	12,987	20,149	6.67	1	1,150	18,705	5.24
	計	41	16,624	12,115	4.08	37	14,531	14,473	5.21	33	21,700	17,224	5.99	15	5,672	12,521	4.61
交通運輸	～99	8	371	7,416	3.42	7	252	8,048	4.32	10	271	9,435	5.04	16	581	2,735	1.27
	100～299	0	0	-	0.00	1	120	10,347	5.11	2	225	4,431	2.33	2	225	1,814	0.97
	300未満計	8	371	7,416	3.42	8	372	8,789	4.58	12	496	7,165	3.73	18	806	2,478	1.18
	300～999	4	1,766	8,408	2.99	2	966	13,888	4.48	3	1,295	8,236	3.13	3	1,055	7,887	3.13
	1,000	0	0	-	0.00	1	4,500	20,171	5.68	1	4,500	16,973	5.01	2	9,000	8,660	2.86
	計	12	2,137	8,236	3.07	11	5,838	18,406	5.41	15	6,291	14,401	4.53	23	10,861	8,126	2.76
その他	～99	0	0	-	0.00					0	0	0	0	0	0	0	0
	100～299	0	0	-	0.00					0	0	0	0	0	0	0	0
	300未満計	0	0	-	0.00					0	0	0	0	0	0	0	0
	300～999	0	0	-	0.00					0	0	0	0	0	0	0	0
	1,000	1	1,895	11,359	3.70					0	0	0	0	0	0	0	0
	計	1	1,895	11,359	3.70					0	0	0	0	0	0	0	0
合計	～99	44	1,999	11,447	4.46	36	1,700	10,613	4.39	37	1,426	11,200	4.84	33	1,455	5,501	2.25
	100～299	27	4,894	13,648	5.10	33	6,014	14,130	5.49	29	4,447	11,934	4.72	24	3,901	7,519	3.1
	300未満計	71	6,893	13,008	4.91	69	7,714	13,355	5.27	66	5,753	11,756	4.75	57	5,356	6,971	2.88
	300～999	20	10,926	13,222	4.66	17	10,122	14,061	5.07	23	12,940	11,663	4.51	15	8,370	9,915	4.00
	1,000	10	21,751	14,862	4.63	9	22,694	17,284	5.53	9	25,496	17,984	5.82	5	13,868	10,143	3.27
	300以上計	30	32,677	14,313	4.64	26	32,816	16,290	5.39	32	38,436	15,856	5.43	20	22,238	10,057	3.54
	計	101	39,570	14,086	4.69	95	40,530	15,731	5.37	97	44,309	15,312	5.30	77	27,594	9,458	3.42
パートタイム		17	-	70.95円	6.27	15	-	63.66円	6.06%	19	-	52.98円	5.34%	12	-	50.29円	5.11%

連合東北ブロック2026春季生活闘争妥結結果報告(8月30日現在)

加重平均

県名	規模	引上げ額	引上げ率	規模	引上げ額	引上げ率
連合宮城	全産業	14,501	4.78	300人未満	11,241	3.89
連合福島	〃	13,789	4.47	〃	12,747	5.04
連合山形	〃	12,195	4.21	〃	12,044	4.64
連合秋田	〃	15,096	5.25	〃	12,724	4.93
連合青森	〃	11,303	4.43	〃	11,677	4.66
連合岩手	〃	14,086	4.69	〃	13,008	4.91
連合本部	〃	16,400	5.01	〃	12,866	4.69

連合岩手 Press Release

2026年4月 16 日

県政記者クラブ各社 様

2026 春季生活闘争中間報告(その 1)について

地場・中小組合 300 人未満で昨年を上回る高水準 全体で5%を上回るなど健闘の妥結結果!

2026春季生活闘争につきまして、4月 10日(金)17 時時点での集計結果を報告いたします。

【概要】

- 妥結内容が確認できる 37 組合で加重平均 14,976 円(賃上げ率 5.23%)、昨年同時期比加重平均-664 円(賃上げ率-0.15 ポイント)と昨年を下回った。
- 地場・中小組合(300 人未満)では、21 組合が有額回答を引き出し、加重平均 14,671 円(賃上げ率 5.62%)、また 99 人以下では 8 組合 13,774 円(賃上げ率 5.67%)となり、100～299人では 14,780 円(賃上げ率 5.61%)、300 人以上の引き上げ額・率は昨年同時期比を下回ったが、300 人未満で昨年同時期比を上回り高水準の結果となった。
- パート・有期・契約等労働者の回答・妥結結果は、昨年の最低賃金引き上げや物価上昇に耐えうる積極的な引き上げ、「人への投資」による労働力確保、そして労働者の生活安定を最優先にした取り組みを進めた結果、正規労働者全体と比較すると賃上げ率 2.1 ポイント上回り、昨年同時期と比較して 17.61 円(引上げ率 1.02 ポイント)と昨年を上回り高水準となる結果となった。
- 労働条件面では、一部の組合で福利厚生制度の拡充や初任給の引き上げ、賃金体系や手当の見直しによる増額、休暇制度の名称変更を妥結している組合もあった。

2026 年 4 月 16 日(木)

《問い合わせ》

担 当 局	労 働 局	TEL:019-625-5505
担 当 者	佐々木 正人	FAX:019-623-1105

連合岩手 Press Release

2026年6月18日

県政記者クラブ各社 様

2026 春季生活闘争中間報告(その 2)について

**全体で 5%を下回るも中小組合で5%を超える健闘
最低賃金の影響もあり時間給引き上げ額は過去最高**

2026春季生活闘争につきまして、6月5日(金)17時時点での集計結果を報告いたします。

【概要】

- 妥結内容が確認できる 71 組合の加重平均は 14,422 円(賃上げ率 4.80%)、昨年同時期比加重平均-914 円(賃上げ率-0.54 ポイント)となり昨年を下回った。
- 地場・中小組合(300 人未満)では、44 組合が有額回答を引き出し、加重平均 13,807 円(賃上げ率 5.21%)となり、特に 99 人以下の 25 組合では、12,154 円(賃上げ率 4.87%)と額・率ともに昨年来上回った。
300 人以上の引き上げ額・率ともに昨年同時期比を下回ったが、300 人未満で昨年来引き続き 5%を超える結果となった。
- パート・有期・契約等労働者の引き上げ額は 72.42 円(引き上げ率 6.35%)となり、正規労働者全体の引き上げ率と比較すると 1.55 ポイント上回り、昨年同時期と比較して 8.5 円(引上げ率 0.30 ポイント)と昨年来上回り高水準を維持する結果となった。
- 労働条件面では、各種手当の増額、慶弔休暇の範囲拡大、福利厚生施設の充実を妥結している組合もあった。

2026年6月18日(木)

《問い合わせ》

担当局	労働局	TEL:019-625-5505
担当者	佐々木 正人	FAX:019-623-1105

第2号議案

第51回衆議院議員総選挙の取り組みのまとめ（案）について

第 2 号議案

第 51 回衆議院議員選挙の取り組みのまとめ(案)

I. はじめに

高市総理は、連立政権として進める政策について国民の信を問い、今後の政権運営に対する民意を確認するとして、2026 年 1 月 23 日に衆議院を解散した。これにより、第 51 回衆議院議員総選挙は、1 月 27 日公示、2 月 8 日投開票の日程で実施された。

岩手県内では、岩手 1 区に 5 人、岩手 2 区に 2 人、岩手 3 区に 3 人が立候補し、各選挙区の定数 1 をめぐって選挙戦が行われた。今回の総選挙は、衆議院の解散から投開票までわずか 16 日間という短期間で行われた異例の選挙となった。

また、選挙直前には政党再編等により候補者を取り巻く情勢が変化することでの対応となった。

連合岩手では、連合本部の基本方針・対応方針を踏まえ、「人物重視・候補者本位」を基本に推薦候補者を決定するとともに、構成組織・地域協議会と連携し、推薦候補者全員の当選をめざして取り組んだ。

II. 方針(連合岩手第 392 回執行委員会 2026. 1. 25)

連合は、～今こそ、リビルド!働く者・生活者のための政治に向けて!～をメインスローガンに「【推進分野-2】第 51 回衆議院議員選挙の方針」を提起し、連合推薦候補者全員の必勝をめざす方針を示した。

これを受け、連合岩手では、連合本部の基本方針・対応方針を踏まえ、「人物重視・候補者本位」を基本に、厳格な適用による候補予定者の推薦決定を行うことを確認し、選挙対応を進めることとした。

なお、選挙日程が極めてタイトであったことから、選挙対策委員会は設置せず、具体的な対応については執行委員会を中心に協議・決定することとした。

III. 選挙対応に関する会議等

選挙対策(執行委員会)

第 392 回執行委員会(1 月 25 日)において、岩手 1 区から 3 区の推薦候補者および具体的な選挙対応について確認し、推薦候補者全員の当選に向けて取り組むことを確認した。

さらには、第 84 回構成組織代表者・第 100 回地協代表者会議(2026. 1. 26)においても、同様に取り組むことを確認した。

また、比例代表選挙では政党名を記入することから、各構成組織の事情を踏まえ、政党名の周知を徹底することを確認した。

第 50 回地方委員会(2026. 2. 6)では、推薦候補者から挨拶を受けるとともに、終盤戦に向けて連合推薦候補者全員の勝利をめざし、組織一丸となって最後まで取り組む決意を確認した。

IV. 推薦の対応

○岩手 1 区

立憲民主党と公明党の合流による「中道改革連合」の候補者として、階猛氏から推薦要請を受けた。連合本部の「人物重視・候補者本位」の方針を踏まえ、連合岩手の政策・政治方針への理解を確認し、推薦を決定した。

○岩手 2 区

岩手 2 区については、国民民主党岩手県連から、新人・佐々木真琴氏の推薦要請(2026 年 1 月 21 日)を受けた。その後、立憲民主党岩手県連が同選挙区での候補者擁立を断念(1 月 23 日)する方針を明らかにした。連合岩手では、本人との面談を実施し、連合岩手の政策・政治方針に対する理解と協力姿勢を確認したうえで、推薦を決定した。

○岩手 3 区

「中道改革連合」の小沢一郎氏も同党に合流する一方、立憲民主党岩手県連は組織を存続する方針を示す中、県連から小沢氏の推薦要請を受けた。本人のこれまでの連合岩手への協力姿勢などを踏まえ、推薦を決定した。

V. 経過(推薦要請・推薦決定・政策協定締結、政党対応)

1. 推薦要請

岩手 1 区：2026 年 1 月 13 日階猛氏より推薦要請。

岩手 2 区：2026 年 1 月 21 日国民民主党岩手県連より佐々木真琴氏の推薦要請。

岩手 3 区：2026 年 1 月 15 日立憲民主党岩手県連より小沢一郎氏の推薦要請。

2. 推薦決定

連合岩手：2026 年 1 月 22 日第 4 回政治センター幹事会において、岩手 1 区階猛氏(中道公認・前 7 期)、岩手 2 区佐々木真琴氏(国民公認・新人)、岩手 3 区小沢一郎氏(中道公認・前 19 期)3 人の推薦を確認。

2026 年 1 月 25 日第 392 回執行委員会において、3 人の推薦を決定し、連合本部に上申の手続きを行うことを確認し上申。

連合本部：2026 年 1 月 26 日に上申。

2026 年 1 月 30 日持ち回り中央執行委員会で推薦決定。

3. 政策協定締結

短期間での選挙となり、候補予定者が一堂に会して締結式を開催することが困難であったことから、各候補予定者と1月25日付で個別に締結した。

VI. 具体的な取り組み

1. 連合岩手推薦候補者の周知について

選挙日程が短期間であることを踏まえ、構成組織に対し会長・事務局長がオルグや電話で、連合岩手推薦候補者の周知を徹底するよう要請した。

また、各地域協議会においても、加盟組織へのオルグや電話による働きかけを行い、推薦候補者の周知徹底と組織内への浸透を図った。

2. ハガキについて

構成組織が、直接事務所と連携を図って対応した。

3. ポスターについて

○岩手1区

盛岡市を中心に盛岡中央地協が構成組織の協力も得ながら対応した。

○岩手2区

気仙地域協議会が事前にポスター掲示の準備を進めていた一方、釜石・遠野、宮古、県北、盛岡中央の地域協議会への依頼は公示日となった。

そのため、各地域協議会では対応に1週間の時間を要したものの、候補者事務所と連携し、構成組織の協力を得ながら対応した。

○岩手3区

一関市内の一部を一関地協が候補者事務所と連携し構成組織の協力も得ながら対応した。

4. 第一声について

各選挙区の状況を踏まえ、連合岩手三役および地域協議会役員等が各候補者の第一声や街頭演説等に対応した。

5. 遊説・街頭演説について

候補者事務所から提供された遊説・街頭演説等の情報について、可能な限り前日までに、連合岩手から構成組織・地域協議会へFAXやメール等で共有した。各地域協議会においても、構成組織への迅速な情報発信に努めた。

6. SNSの活用について

連合岩手では、Facebookを積極的に活用し、各地協から提供された推薦候補者の街頭演説等の活動写真を随時発信するなど、可能な限り選挙期間中の情報発信に取り組んだ。

7. 開票日について

開票立会人の要請はなかった。

VII. 選挙結果

1. 有権者数(2月8日現在)

・県全体 983,567 人(男性 471,963 人・女性 511,604 人)

2. 投票数及び投票率

・ 県全体

(1) 小選挙区：580,892 人(男性 284,789 人・女性 296,103 人)

投票率 59.06%(男性 60.34%・女性 57.88%)・前回比+3.51

全国投票率：54.30% 前回比+2.41

(2) 比例代表：580,875 人(男性 284,787 人・女性 296,088 人)

投票率 59.06%(男性 60.34%・女性 57.87%)・前回比+3.52

全国投票率：56.25% 前回比+2.41

3. 当落結果及び得票数

(1) 岩手1区

①有権者数：285,158 人(男性 133,450 人・女性 151,708 人)

②投票数：167,366 票

③投票率：58.69%(男性 60.06%・女性 57.49%)・前回比+4.32

④投票結果：

当	階	猛	59(中道・前7)	72,422 票(前回 94,409 票)
比	米内	紘正	38(自民・新)	66,607 票(前回 43,623 票)
	佐々木	大成	47(参政・新)	11,266 票(-)
	吉田	恭子	45(共産・新)	9,895 票(前回 15,367 票)
	小笠原	勇治	62(無・新)	1,391 票(-)

(2) 岩手2区

①有権者数：340,058 人(男性 163,733 人・女性 176,325 人)

②投票数：197,567 票

③投票率：58.10%(男性 59.01%・女性 57.26%)・前回比+2.96

④投票結果：

当	鈴木	俊一	72(自民・前11)	123,711 票(前回 115,774 票)
比	佐々木	真琴	29(国民・新)	67,294 票(前回 70,716 票)

※中村起子

(3) 岩手3区

①有権者数：358,351 人(男性 174,780 人・女性 183,571 人)

②投票数：215,959 票

③投票率：60.26%(男性 61.80%・女性 58.80%)・前回比+3.38

④投票結果：

当	藤原	崇	42(自民・前5)	102,578 票(前回 83,347 票)
	小沢	一郎	83(中道・前19)	78,731 票(前回 115,364 票)
	及川	泰輔	47(参政・新)	29,831 票(-)

(4) 比例代表

第51回衆議院議員比例代表(岩手県獲得票数前回対比)							
届出順	党派名	得票数	得票率	前回獲得率比	前回獲得票	前回獲得率	備考
1	れいわ新選組	22,328	3.92	-3.45	39,190	7.37	
2	中道改革連合(新党)	126,468	22.23	—	—	—	※2
—	立憲民主党	—	—	—	173,405	32.62	注
—	公明党	—	—	—	42,404	7.98	
3	自由民主党	218,970	38.48	11.23	144,856	27.25	
4	参政党	41,841	7.35	3.91	18,274	3.44	
5	日本共産党	27,502	4.83	-1.43	33,300	6.26	
6	社会民主党	11,027	1.94	-0.65	13,764	2.59	
7	チームみらい(新党)	33,081	5.81	—	—	—	
8	国民民主党	56,518	9.93	1.57	44,420	8.36	
9	日本保守党(新党)	10,008	1.76	—	—	—	
10	日本維新の会	21,286	3.74	-0.39	21,963	4.13	
	合 計	569,029	100		531,576	100	

※1.第51回衆議院 岩手県選挙管理委員会報告より抜粋 ※無効票…11,832票を除く合計

※2.第51回衆議院 立憲民主党、公明党が合流し(新党)中道改革連合となった。

注(立憲民主党)+(公明党)=合計獲得票215,809票、合計獲得率40.60%

VIII. 成果と課題

1. 成果

(1) 推薦候補者の迅速な決定

「人物重視・候補者本位」を基本に、各候補者の政策・政治方針への理解と協力姿勢を確認し、岩手1区～3区の推薦を決定した。

(2) 短期間での組織的な選挙対応

①選挙対策委員会を設置せず、執行委員会を中心に具体的な対応を協議・決定し、迅速な選挙対応を行った。

②地方委員会において、推薦候補者全員の勝利に向けた意思統一を図った。

(3) SNS を活用した情勢発信

連合岩手 Facebook を活用し、各地協から提供された街頭演説等の活動写真を随時発信した。

(4) 構成組織・地域協議会との連携

①推薦候補者の組合員への周知、ポスター掲示、第一声、遊説・街頭演説、公選ハガキへの対応など、各選挙区の実情に応じた取り組みを進めた。

②各候補者事務所からの遊説情報等を連合岩手・構成組織・地域協議会で共有し、限られた期間の中で応援体制を構築した。

(5) 推薦候補者2人の当選

短期間での選挙対応となった中、岩手1区の階猛氏の当選、岩手2区の佐々木真琴氏の比例復活当選を実現し、3人の推薦候補者のうち2人の当選につなげることができた。このことは、全国で支持政党が低調となる中において、2人の当選は構成組織・地域協議会の取り組みによる成果である。

2. 課題

(1) 短期間の選挙に対応した事前準備と情報共有体制の強化

推薦決定から投開票までの期間が短く、十分な準備・協議時間を確保できなかった。

短期決戦を想定した平時からの準備に加え、連合岩手・構成組織・地域協議会・候補者事務所間で、迅速かつ情報を共有できる体制の整備が必要である。

(2) 公選ハガキへの対応

候補者事務所からの要請時期が遅く、十分な対応が困難となったことから、対応可能枚数の事前確認・集約など、迅速に対応できる検討が必要である。

(3) SNS 発信のさらなる強化

写真に加え動画等を活用した情報発信を工夫するとともに、各地域協議会からの情報提供を円滑に行えるよう取り組んでいく。

(4) 組織対応の検証

推薦候補者2名の当選という成果を得た一方、岩手3区では当選に至らなかった。今回の選挙の取り組みを通じて、選挙区ごとの情報共有が十分でなかったことや、候補者事務所への積極的な関与が不足していたことなどの課題が明らかとなった。今後は、選挙区ごとの取り組みや組織間の連携を強化するとともに、情報共有や候補者事務所との関わり方を改善し、次回以降の選挙対応に反映していく必要がある。

IX. おわりに

今回の衆議院議員選挙は、解散から投開票まで16日間という極めて短い期間に加え、選挙直前の政党再編など、情勢が流動する中で実施された。

連合岩手では、連合本部の方針を踏まえ、「人物重視・候補者本位」を基本に3名の推薦候補者を決定し、執行委員会を中心に、構成組織・地域協議会と連携して選挙対応を進めた。その結果、推薦候補者3名のうち2名の当選につなげることができた。

一方、短期間での事前準備、公選ハガキや比例代表への対応、選挙区ごとの情報共有、候補者事務所等との連携・関与などに課題を残した。

今回の成果と課題を踏まえ、平時からの準備と情報共有体制を強化するとともに、選挙区、候補者、政党との連携の在り方を整理し、次期国政選挙に向けた対応に反映していく。

以上



第 3 号議案

2027 年度活動計画（案）について

2027 年度活動計画（案）

I. はじめに

- 連合は、2026～2027 年度運動方針にもとづく活動を進め、前半年度では「組織拡大プラン 2030」の実現に向けた組織拡大・強化を最重点課題として取り組むとともに、政策・制度ではガソリン・軽油の暫定税率廃止や給付付き税額控除の導入に向けた意見反映、ジェンダー平等・多様性の推進に取り組み、春季生活闘争では全体で3年連続5%以上の賃上げを実現した。
- 中東情勢が国内経済活動に及ぼす影響が顕在化する中、現場実態を踏まえた要請行動を行ったが、今後も情勢に応じて対応をはかる。労働時間法制の規制緩和の動きに対しては、厚生労働大臣への緊急要請やシンポジウム開催などに取り組んできた。引き続き、労働組合としての社会的な役割として、すべての働く仲間の命と健康を守るべく行動を展開していく。
- 「令和8年熊本地震」に際しては、連合対策本部を立ち上げ、特別（緊急）カンパや救援ボランティアの派遣に取り組んだ。国内外各地における豪雨など自然災害が相次ぐ中、引き続き連合全体で力を合わせ、被災地・被災者に寄り添っていく。
- 連合運動の持続可能性に向けては、2026 年 1 月から中央会費制度への移行を開始するとともに、人財の確保と育成・DX化推進など、第20期以降を見据えた運動基盤の強化に向けた取り組みに着手している。他方、組織人員の構成や物価動向など連合財政をめぐる環境は変化している。後半年度では、運動のあらゆる場面で、これまでの取り組みからの抜本的な見直しを含む議論・検討を深め、「働くことを軸とする安心社会」の実現に向けて、果敢にアクションしていく。

II. 後半年度における運動のポイント

1. 働くことを軸とする安心社会の実現に向けて

- 「組織拡大プラン 2030」の目標必達に向けて、構成組織や地方連合会との連携をさらに深め、総力を挙げて組織拡大の取り組みを展開する。また、女性・若者など次世代を担うオルガナイザーの発掘や育成、経営者団体などへの働きかけと世論喚起の取り組みを推進する。
- フリーランスの労働環境改善に向けて、ワーキングチームを通じた課題の可視化に向けた論議を深めていく。また、セーフティネットの強化および拡充をめざし、連合フリーランス労災保険センターへの加入促進活動をさらに強化することで、安心して働ける環境の整備を推進する。
- 政策と運動の連動で「理解・共感・参加」の輪を拡大させることによる参加型運動を確立するとともに、とりわけ若者への訴求力を高める観点で発信力を強化し、タイムリーかつ分かりやすい発信を行う。
- 給付付き税額控除の着実な実現など公平・連帯・納得の税制改革、医療・介護・保育などのサービス提供体制の強化、社会保障を担うすべての労働者の処遇改善に向けた公定価格の改定に取り組む。加速化するAI活用に伴う課題の把握と対応策の検討を進める。
- 働き方改革関連法の実効性向上、真に労働者のための労働基準関係法制の実現に向

けて、審議会对応や組織内外の機運醸成に取り組む。また、外国人労働者に関する総合的な政策について検討を進める。

- 2027 春季生活闘争に向けて、「賃上げノルム」の確立・浸透、中小企業や地域への波及、適切な価格転嫁・適正取引の促進などに継続して取り組むべく方針化の議論を進める。また、地方版政労使会議のフォローアップとして連合アクション対話を実施するなど、地域の中小企業を含めた一層の社会対話の推進やSNSなどを活用した情報発信などを通じて、社会的な機運醸成につなげていく。
- ジェンダー平等・多様性推進においては、あらゆる分野で「ジェンダー主流化」を推進するとともに、ポジティブ・アクションの強化をはかる。連合運動においても、「ジェンダー平等推進計画」フェーズ2の目標達成に向けて、構成組織・地方連合会との連携を強化して取り組みを推進する。
- 自維連立政権による数の力を背景とした強引な政治の弊害が顕在化する中、連合の政策制度を実現しうる政治勢力の拡大に取り組む。とくに、第21回統一地方選挙を通じて地域から働く者・生活者の立場に立った政治勢力の最大化を実現し、その先の国政選挙につなげる。
- 国際情勢の不確実性が増す一方で国際社会の課題解決機能が問われている中、持続可能で包摂的な世界の実現に向けた国際労働運動の役割発揮に向けて、連合も貢献していく。

2. 連合運動の持続可能性と発展性を支え得る方策の具体化に向けて

- 持続可能な連合運動を支える人財を安定的に確保し、継続的に育成するために、構成組織・地方連合会も参画したワーキング・グループのもと、議論・検討を深め、取り組みを進める。持続可能な運動基盤の確立に向けて、財政・内部統制検証委員会（第2次）において検証・議論を深める。また、前年踏襲に陥ることなく、活動方法の見直しや業務の重複感解消、効率化に徹底的にこだわり、個々の取り組みを検討する。
- 2026 年 5 月に設置した連合本部事務局DX化推進プロジェクトを通じて、連合本部の業務フローにおける課題を整理し、最新のデジタル技術やAIの活用も視野に入れた業務効率化・改善策を検討する。その際、新たな技術の活用に伴う技能習得・人材育成、構成組織や地方連合会の業務への波及効果の観点も踏まえて対応を検討する。

【重点分野－１】

すべての働く仲間をまもり、つなぐために、組織拡大・強化を最重点取り組みと位置づけ、集团的労使関係の追求と、社会に広がりのある運動の推進

1. 2026 年度の取り組みで達成された内容

- (1) 「組織拡大プラン 2030」の実現に向けた総力を挙げた組織拡大運動の展開として、フェーズⅡを策定し、連合全体で確認した。
- (2) 構成組織・地方連合会オルグを実施し、組織拡大目標の設定、トップリーダーメッセージの発信、組織拡大・強化 担当者の登録について要請し、トップリーダーメッセージを連合HPに掲載した。
- (3) 連合オルガナイザーを中心に構成組織との連携を含めて、2025 年 10 月以降、33 組合・約 5,000 名の組織拡大を実現した。
- (4) 構成組織・地方連合会の組織拡大・強化担当者が集まる「組織拡大推進会議」(8 月)を開催し、組織の垣根を越える連携を確認した。
- (5) 組合員減少に歯止めをかける取り組みの推進として、加盟組合の組織拡大目標の設定とあわせて、企業内の過半数事業所数や未組織労働者数などの現状把握を要請した。
- (6) 組織拡大を担う人財の育成・確保に向けた取り組みの推進として、連合オルガナイザー会議(11 月・4 月・9 月、うち 4 月は構成組織オルガナイザー会議との合同開催による連携)、組織拡大に関する女性の意見交換会(5 月)を実施した。
- (7) 地方連合会オルガナイザー制度要綱を見直すとともに、持続可能な「連合オルガナイザー制度」に向けた議論を開始した。
- (8) 組織拡大に向けた経営者団体・業界団体などへの働きかけと世論喚起の取り組みの推進として、公正取引委員会・中小企業庁へ「取引の適正化に関するアンケート調査結果」を提出し、連合や労働組合の重要性を発信した。
- (9) 構成組織・地方連合会・連合本部への労働相談からの組合づくりに対応するとともに、連合オルガナイザーによる日常的な未組織企業オルグに加え、春季生活闘争や医療介護関連などの集中企業オルグを実施した。
- (10) 過半数代表制運用の適正化に関する取り組みでは、「Action!36」などと連携をはかり、リーフレット等を活用した職場点検活動を継続するとともに、組織拡大・強化の取り組みを行った。
- (11) 「労働者」概念の課題整理に向け、連合総研との共同研究を実施し、研究成果をとりまとめた。また、研究成果の周知を目的にシンポジウムを開催した。
- (12) 労災保険特別加入団体「連合フリーランス労災保険センター」の周知・加入促進活動を積極的に行い、加入者 2,400 名超えとなった。また、フリーランスに対する安全衛生活動として災害防止研修を開催した。
- (13) Wor-Q アドバイザリーボードを開催し、フリーランスで働く人たちの課題について論議を深め、Wor-Q アドバイザリーボードのもとに「適正報酬」、「生成 AI」についてワーキングチームを設置し、個別課題の洗い出しを行った。
- (14) 2026 年 1 月の地域ゼネラル連合発足に伴い同年 1 月・9 月に運営委員会を開催し、統一共済制度の加入状況の確認と加入拡大、地域ユニオンの活動の平準化と魅力ある活動の展開に向けた取り組みを検討するとともに、今後は年 2 回

(3月・9月)開催することを確認した。

- (15)「連合プラットフォーム(笑顔と元気のプラットフォーム)」を活用した中小企業・地域の活性化に向け、経営諸団体との懇談会や、地域における取り組み推進に向けた地方連合会への発信と取り組み状況の集約、共有を行った。
- (16)政策・制度要求と連動した「連合アクション」や各種キャンペーンを展開した。動画や特設ページ、SNSなどを通じて情報発信した。
- (17)毎月「05(れんごう)の日」を発信するとともに、各種キャンペーンを通じて、構成組織・地方連合会と連携した運動展開を進めた。
- (18)SNS(約1,000件:X, Facebook, Instagram)やホームページ等(約70記事:RENGO ONLINE)を活用し、連合の取り組みや政策課題についての情報発信を行った。また、衆議院選で延期したSNS学習会を8月31日に実施した。

2. 残された課題

- (1)構成組織・地方連合会の組織拡大目標達成に向けた連携と進捗確認。
- (2)減少に歯止めをかけるためのコミュニケーション強化による企業の状況把握と企業再編時の取り組み支援。
- (3)女性・若者など次世代を担うオルガナイザーの発掘と、実践経験を通じた育成の実施。
- (4)継続的な中央・地方の経営者団体・業界団体との連携。
- (5)医療、介護・福祉の労働相談を分析し、組織拡大の取り組みを強化
- (6)過半数代表制運用の適正化に向けた職場点検活動や組織拡大・強化、過半数代表制に関する法規定の強化
- (7)労働協約の地域的拡張適用のさらなる促進と構成組織等との連携
- (8)企業組織再編時における労働組合の取り組み支援
- (9)「労働者」概念の見直し・拡充など、「曖昧な雇用」で働く者に対するセーフティネット強化
- (10)労災保険特別加入団体の継続的な加入促進活動と加入者への安全衛生教育の充実
- (11)連合ネットワーク会員およびWor-Q共済の加入拡大に向け、連合フリーランス労災保険センターと連携した取り組みの推進
- (12)業務を委託・受託する際の報酬の決め方や生成AIの利用に関する取り決めなど、契約を締結する際の支援ツールの作成の検討
- (13)中小企業振興基本条例制定に向けた取り組みの推進と地方連合会支援
- (14)地域ゼネラル連合は、すべての加盟対象組織が構成組織への移行に取り組み、統一共済制度への加入拡大に向け、地域ユニオン会費額と激変緩和措置の導入状況などについて実態調査の実施
- (15)現在の連合加盟形態に加え、新たな加盟形態のあり方の検討

2027年度活動計画(案)

1. 「組織拡大プラン2030」の実現に向けた組織拡大・強化の取り組みの深化

- (1)「組織拡大プラン2030」の実現に向けて、連合本部・構成組織・地方連合会は組織拡大・強化に資源を集中させて取り組みを強化する。各組織が自ら掲げた組織拡大目標を達成するために、連合本部は構成組織・地方連合会を訪問して進捗

状況や課題などを把握するとともに、連合本部・地方連合会は各構成組織の実情に応じた支援・サポートを行う。

- (2) 連合オルガナイザーを中心に、未組織企業オルグやオンライン組合づくり相談会を通年で実施し、組織化と健全な集団的労使関係づくりにつなげる。
- (3) 組合員の減少に歯止めをかけるため、構成組織・加盟組合は過半数組合の維持・拡大や組合員範囲の見直しに重点をおき、連合は企業組織再編時における支援の検討や組織強化に関する事例共有を行う。
- (4) 連合オルガナイザー間の全体やブロック単位での情報連携（対面・WEB）を強化し、組合づくりの実践経験について相互共有を行う。また、女性・若者など次世代の組織拡大を担う人財の育成に向けたWEB学習会などを開催し、より多くの多様な人財が組織拡大に関わる機会と経験を増やす。
- (5) 次世代を担うオルガナイザーの確保・育成や、日本全体をカバーする方法など持続可能な「連合オルガナイザー制度」のあり方について、連合本部と地方連合会で議論を深め、一定の結論を得る。
- (6) 健全な集団的労使関係の重要性や労働組合の存在意義・必要性を広く社会に発信するため、経営者団体・業界団体などへの働きかけや未組織企業オルグを実施する。また、連合アクションと連動した中央・地方での街宣活動を行い、組織拡大の可能性を広げる世論喚起・機運醸成をはかる。
- (7) 中央労働相談センターに多く寄せられている医療、介護・福祉分野の労働相談を分析し、関係する構成組織と連携し、組織拡大の取り組みを進める。

2. 多様な就労者を含めた集団的労使関係の構築・強化

- (1) すべての職場における集団的労使関係の構築に向け、労使協定締結や過半数代表制の適正運用の徹底をはかる。また、労働基準法等の見直しにあわせ、過半数代表制の法規定の強化に取り組む。
- (2) 集団的労使関係による成果をより多くの働く仲間に波及させるために、労働協約の地域的拡張適用の制度や意義の周知などを行う。
- (3) 「曖昧な雇用」で働く者に対するセーフティネット強化に向け、議論動向を踏まえつつ、「労働者」概念の見直し・拡充に取り組む。
- (4) 特に企業内の組織拡大・強化に重点をおき、過半数労働組合の維持・拡大、組合員範囲の見直しや企業組織再編時の労働組合の支援などに取り組む。

3. 働く仲間をつなぎ支える取り組みの推進と新たな課題へ対応

- (1) Wor-Qの取り組みを通じてフリーランスとのつながりを深めるとともに、「Wor-Q アドバイザリーボード」、「フリーランスサミット」などを通じ、関係団体と連携し、フリーランスの課題解決に向けた活動を推進する。
- (2) フリーランスのセーフティネットの強化・拡充に向けて、労災保険の特別加入団体「連合フリーランス労災保険センター」の加入促進活動の強化、災害防止教育の充実をはかるとともに、労災保険特別加入制度の周知に努める。さらに、Wor-Qの取り組みと連携し、フリーランスの真の受皿となるべく機能強化に向けた取り組みを進めていく。
- (3) 地域ゼネラル連合について、すべての地域ユニオン加盟対象組織が構成組織への移行に取り組む。構成組織への移行ができない地域ユニオン加盟組織については、魅力ある地域ユニオン・地域ゼネラル連合づくりを推進するとともに、地

域ユニオン会費額と激変緩和措置の導入状況などについて実態調査を実施することにより、統一共済制度への加入拡大に取り組む。

- (4) すべての働く仲間が、ゆるやかに連合とつながり関係性を構築するための新たな加盟形態のあり方を検討する。

4. 連合プラットフォーム（笑顔と元気のプラットフォーム）を活用した中小企業・地域の活性化に向けた取り組み

- (1) 笑顔と元気のプラットフォームを活用し、中小企業の経営基盤強化と地域活性化を進めるとともに、中小企業振興基本条例の制定に向けた取り組みを行う。
- (2) 中小企業を支える経営諸団体と日常的な連携を深め、情報を共有するとともに、労使が抱える共通の課題などへの対策について取り組みを進める。

5. 政策と運動の連動で、「理解・共感・参加」の好循環による社会に広がりのある運動の推進

- (1) 連合の取り組みについて、これまで以上に分かりやすく親しみやすい表現を用いるなど工夫を行い、認知度向上をはかるとともに、「理解・共感・参加」の好循環に向け、「連合アクション」を展開する。
- (2) 構成組織・地方連合会・連合本部が一体となり、「イメージアップ戦略」や「若者とともに進める参加型運動」を踏まえた「05（れんごう）の日」の取り組みをはじめとする各種運動を積極的に推進する。
- (3) 構成組織・地方連合会・連合本部全体のタイムリーな情報発信に向け、広報宣伝スキルの向上や体制整備を行い、発信力の強化をはかる。

【連合岩手の取り組み】

＜組織拡大の推進＞組織局・組織行動局

- ① 組織局会議を中心に「連合組織拡大プラン 2030」の実現をめざし、連合本部、各構成組織、連合岩手、地協の役割を発揮するとともに、有効な連携を図れるように取り組みを推進します。また、地域（とくに地場・中小企業）における組織拡大を構成組織、東北ブロックオルガナイザーと連携し推進します。

・現在の組織人員 52,557 人(2025.12 現在)

・2028 年 9 月までの拡大目標数

組織拡大人数 3,750 人(連合岩手組合員数 56,307 人)

・2030 年 9 月までの拡大目標数(最終目標)

組織拡大人数 3,750 人(連合岩手組合員数 60,057 人)

推進すべき取り組み:組織内拡大・強化(未加入労働者対応、組織人員減少対策)

- ② 企業オルグの推進により組織拡大の下地作りを行います。加えて、地協との協働により地協役員のスキルアップを図りながら活動領域を広げる取り組みを進めます。
- ③ 各地協に交付する「組織強化・拡大交付金」については、連合岩手会計の健全性と地協活動の評価を踏まえ、有益な活動に繋がるよう執行に努めます。
- ④ 「生涯組合員構想」を進めるため、各地協における退職者組織との交流等を推進します。

《ローカル・ナショナルセンター機能の拡充》企画総務局・組織行動局

- ① ローカル・ナショナルセンターとしての機能強化を図り、岩手地方労働審議会、岩手県労働委員会をはじめとする国、県の各種審議会における労働者代表としての任務と役割を果たします。
- ② 連合いわて地域ユニオンの活動を支援するとともに、全国的な活動の平準化を意識した取り組みを進めます。
- ③ 情報発信にあたっては、連合岩手ホームページ、機関紙等での適時適切な発信に努めるとともに、SNSの活用を進めます。
- ④ 第 98 回メーデーなど社会的に連合を発信できる活動を重要視し、多くの仲間が共感を持てる活動を展開します。
- ⑤ 連合が行う社会運動の強化について、これまでの取り組みを検証し更なるブラッシュアップを行います。

【重点分野－２】

安心社会とディーセント・ワークをまもり、創り出す運動の推進

1. 2026 年度の取り組みで達成された内容

- (1) 2026 年度予算編成・税制改正に関し、官邸や政党、省庁への要請、財政制度等審議会での意見表明、税制シンポジウムの開催、季刊 R E N G O での特集掲載、衆議院予算委員会中央公聴会での公述、社会保障国民会議での意見陳述などに取り組んだ。ガソリン・軽油の暫定税率廃止が実現したほか、給付付き税額控除導入に向けた検討が開始された。
- (2) 日本成長戦略会議において、適切な価格転嫁・取引適正化の一層の推進や、「働き方改革」の一層の定着・促進をすべきこと、裁量労働制の拡充などを行うべきでないことなどを意見した。
- (3) 安全・安心の医療の確保に向けて、医師の地域偏在対策の強化を盛り込む医療法等改正、出産の保険適用や、医療機関における業務効率化・勤務環境改善の責務明確化などを盛り込む健保法等改正が行われた。
- (4) 地域の介護サービスの維持に向けて、中山間・人口減少地域における包括報酬の導入、さらには、頼れる身寄りのいない高齢者の増加など生活に困難を抱える人への包括的支援体制を拡充する社会福祉法等改正が行われた。
- (5) 医療・介護・保育などを担う人材の確保・処遇改善に向けて、2026 年度診療報酬改定、介護報酬の期中改定、保育の公定価格改定などを通じて、賃金の引き上げに資する加算の拡充などが行われた。また、地域医療介護総合確保基金における業務効率化・勤務環境改善に取り組む医療機関への支援事業の新設（2027 年 1 月 1 日施行）など法制化された。
- (6) 義務標準法の改正案が 2026 年 3 月末に成立し、4 月から中学校における 35 人学級が実現した。
- (7) 消費者庁「現代社会における消費者取引の在り方を踏まえた消費者契約法検討会」において、消費者契約法改正の検討が開始されたことを踏まえ、同法に関する学習会を開催するとともに、連合の考え方を取りまとめた。
- (8) 消費者政策シンポジウムを開催し、消費者契約法の課題と改正に向けた論点を共有した。
- (9) 構成組織からの実態報告をもとに「緊迫が続く中東情勢から国民の生活を守るための緊急要請」を実施した。日本企業の中長期的な成長を促すための制度検討に係る審議会において、企業の成長に向けて賃上げを含む成長投資が必要であり、企業の行動変容を促す制度が必要である旨意見した。
- (10) 食糧法の改正では、食料安全保障の観点から国会議員へ働きかけ、民間備蓄事業者への財政上の措置を適切なものとすることや、生産者が再生産可能となる施策の推進などが附帯決議に盛り込まれた。
- (11) 2025 年 6 月まで開催されていた「新しい地方経済・生活環境創生会議」に参画してきた。同会議は総理を本部長とする地域未来戦略本部へ引き継がれ、2026 年夏までに地域未来戦略を策定することとなった。
- (12) 気候変動対応など脱炭素に向けた取り組みとして、GX 実行会議等政府審議会へ対応するとともに、第 221 回国会（特別会）において法案対応を行った。
- (13) 気候変動対策や GX 施策の現状や産業・地域での雇用への影響を踏まえて、構成組織へのヒアリングおよび地方連合会への調査を行い、関連する政策の補

強・修正に繋げるために、「公正な移行」の考え方を再整理した。

- (14) ピークカットアクション 2025 冬・2026 夏を通じて、組合員に対して省エネの取り組みを促進した。
- (15) 防災庁設置法が成立し、附帯決議に国・地方自治体などの役割分担を検証する場を設置することなどが盛り込まれた。
- (16) 労働基準法改正論議に関し、真に働く者のための「働き方改革」の実現に向け、審議会などを通じて意見反映を行うとともに、要請行動を行った。また、集会やシンポジウム開催、特設サイト開設など、運動面の取り組みも実施した。
- (17) 「Action!36」を通じて、36 協定の適切な締結や長時間労働是正の必要性などを組織内外に訴える取り組みを行った。
- (18) 「同一労働同一賃金」の施行 5 年後見直し議論に関し、審議会などを通じて意見反映を行った。結果、連合意見が一定反映された制度改正が行われた。さらに、改正内容の周知に向けた学習会などを開催した。
- (19) 企業組織再編時の労働者保護について、審議会などで意見反映を行った。結果、連合意見が一定程度反映され事業譲渡等指針の改正が行われた。
- (20) 改正労働安全衛生法の円滑な施行に向け、審議会などを通じて意見反映を行った。改正省令などは連合意見が一定反映された。また、春季生活闘争おける職場点検の取り組みやセイフティネットワーク集会の開催なども行った。
- (21) 労災保険法改正では、労災保険制度の機能強化に向け、審議会や国会審議を通じて意見反映を行った。改正法には連合意見が一定反映された。
- (22) 緊急時における雇用調整助成金の在り方を含め雇用保険制度の適切な財政運営に関し、審議会を通じ意見反映を行った。
- (23) 外国人労働者の保護に向け、有識者会議などにおいて意見反映を行うとともに、要請行動を行った。また、労働分野を含む外国人にかかる横断的な政策を検討すべく「外国人労働者総合政策検討プロジェクトチーム」を設置した。
- (24) 2026 春季生活闘争は、実質賃金の持続的な上昇を伴う「賃上げノルム」の確立をめざして取り組んだ結果、全体で 3 年連続 5% 台の賃上げが実現した。民間の賃金動向を受けて、人事院は 3.51% の月例給改定を勧告した。
- (25) 下請法から取適法への改正に深くかかわるとともに、出前相談会の実施、地方版政労使会議の場などでの認識共有などに取り組んだ。
- (26) 地域社会を支える中小企業の基盤強化に向け、公契約条例制定に向けた取り組みを前進させるためのシンポジウムを開催した。
- (27) 目安制度の在り方に関する全員協議会では発効日等についての対応方針を確認し、2026 年度地域別最低賃金額改定目安審議では A ランク 54 円、B ランク 56 円、C ランク 56 円となった。

2. 残された課題

- (1) 持続可能な財政状態を維持するため、2027 年度予算編成における財政規律の強化と歳出構造の抜本見直し。給付付き税額控除の早期導入や金融所得課税の強化など、税による所得再分配機能の強化や公平性の確保に向けた税制の抜本改革
- (2) マイナンバー制度に対する国民の理解増進と、誰もが安心して利用するための支援体制などの強化
- (3) 切れ目のない医療提供体制の構築に向けた、医療機関の設置主体にかかわら

ない新たな地域医療構想を踏まえた機能分化・連携の推進

- (4) 2026 年度診療報酬改定による物価高騰・賃上げ対応の効果検証を踏まえた、2027 年度期中改定の実施
- (5) 医薬品の安定供給確保に向けた、中間年改定を含む薬価制度のあり方の検討
- (6) 必要なサービスの維持・確保に向けた、2027 年度介護報酬改定および利用者負担の見直しに関する検討
- (7) 年金の第 3 号被保険者制度に関わる政府による実態調査の実施および検討会議体における将来的な廃止に向けた議論
- (8) 保育所やこども誰でも通園制度などの職員配置基準の改善や、子ども・子育て支援金の財源を税により確保する制度見直し
- (9) 医療・介護・保育など社会保障を担うすべての労働者のさらなる賃金引き上げや労働条件の改善に向けた公定価格の改定
- (10) 医療・介護・保育などの現場において人員配置基準を柔軟化しない DX 化の推進と財政支援の拡充
- (11) ハラスメント対策のガイドラインが未整備である医療・保育分野におけるガイドラインの策定
- (12) 改正給特法などを踏まえた学校における働き方改革の着実な推進と給特法のさらなる見直し
- (13) 消費者保護の強化に向けた消費者契約法改正への対応
- (14) デジタルインフラ整備や投資のための支援、ならびにデジタル社会実現の大前提としての個人情報保護
- (15) 気候変動対策における産業・企業、地域、労働者の視点での「公正な移行」の実現に向けた取り組み
- (16) 新たな連合エコライフ運動の展開
- (17) 防災関係法令の改正を踏まえた取り組みの徹底および災害対策基本法・災害救助法に規定されている国・地方自治体などの役割分担の見直し
- (18) 真に働く者のための「働き方改革」の実現に向けた労働時間規制の確立
- (19) 「同一労働同一賃金」制度改正の職場定着と法制面の一層の強化
- (20) 企業組織再編時の労働者保護の強化
- (21) 雇用保険制度の制度趣旨を踏まえた役割強化
- (22) 障がい者雇用の更なる促進と質の向上に向けた法改正
- (23) 育成就労制度の円滑な施行、外国人労働者の総合政策に関する連合の考え方の検討・策定
- (24) 2026 春季生活闘争の「評価と課題」を踏まえ、2027 春季生活闘争を推進
- (25) 適正な価格転嫁、中小企業支援の一層の推進とともに、独占禁止法のガイドラインなどによる、取適法対象外の取引への規制強化
- (26) 公契約条例制定に向けたさらなる機運醸成、および未制定の基礎自治体に対する条例制定に向けた、取り組みの推進と地方連合会支援
- (27) 地域別最低賃金の中期目標（一般労働者の賃金中央値の 6 割水準）に向け前進をはかるとともに、特定（産業別）最低賃金の水準の引き上げ、新設に向けた取り組み
- (28) 「豊かな生活時間の確保とあるべき労働時間の実現」に向けた取り組み

2027 年度活動計画（案）

1. 社会保障・教育と税制の一体改革に向けた取り組み

- (1) 2027 年度予算編成に向け、わが国が抱える構造問題を適切に解決し、将来世代に持続可能な経済・社会を引き継ぐため、財政規律の強化や歳出構造の抜本見直しを求める。2027 年度税制改正に向け、所得再分配機能の強化や低所得者支援の充実など、税制の抜本改革を求める。
- (2) マイナンバー制度の活用によってめざす社会像の幅広い周知および、行政手続きのデジタル化やマイナポータルの活用促進を求める。あわせて円滑なカード更新手続きができるよう体制の充実・拡充を求める。
- (3) 働いている家族等介護者（ケアラー）が離職を強いられることなく、医療・介護・福祉などのサービスを切れ目なく受けられる体制構築に向けて、保育所における職員配置基準の改善、新たな地域医療構想による医療機関の機能分化・連携強化、介護サービスの維持・確保に資する 2027 年度介護報酬改定、障がい者に対する適切な就労支援への対応などに取り組む。
- (4) 医療・介護・保育など社会保障を担うすべての労働者のさらなる賃金引き上げや労働条件の改善に資する 2027 年度の公定価格改定に向けて取り組む。また、患者・利用者・家族などからのハラスメント対策など、安心して働き続けられる職場環境の整備に向けて取り組む。
- (5) 年金の第 3 号被保険者制度廃止に向けて、2025 年の年金制度改正法附則にもとづく検討の前進をはかる。
- (6) 学校における働き方改革の着実な推進とその進捗を把握するための教員勤務実態調査の実施、さらには教員勤務実態調査の結果を踏まえた給特法の抜本的な見直しの検討を求める。また、主権者教育・労働教育・消費者教育など、社会人として諸課題への対応に必要な資質・能力を育成するための教育や、リスキリングやリカレント教育をはじめ、誰もが生涯を通じて学び続けられる環境の整備に取り組む。
- (7) 消費者契約法の改正に向け、消費者保護の強化の観点から意見反映を行う。

2. 持続可能で包摂的な社会を実現するための経済・社会・環境課題の統合的解決に向けた取り組みの推進

- (1) 緊迫が続く中東情勢などが構成組織へ与える影響などの実態把握に努め、必要な対策を求める。
- (2) 経済、社会や産業構造の変革などへ対応するため、DX によるデジタルインフラの整備・変化に必要な投資への支援など求める。経済安全保障推進の観点から、データ主権確保に向けた政策を求める。また、デジタル技術活用を推進する大前提としての国民の安心・信頼確保のため、個人の権利利益保護のために取り組む。
- (3) 「公正な移行」の実現に向けて、GX の進展による産業や働く者への影響を分析する。その上で、「地球温暖化対策計画」および「第 7 次エネルギー基本計画」の実行、次期「気候変動適応計画」の策定、GX 実行会議等での議論において連合の意見反映に努める。あわせて、気候変動枠組条約第 31 回締約国会議（COP31）を通じた国際的議論へ参画する。また、職場や地域・家庭において、環境を考えた行動・意識醸成を推進（熱中症対策などを含む）するため、連合エコライフや周知・啓発活動などに取り組む。

- (4) 防災関係法令の改正を踏まえた対応の徹底を求める。また、災害対策基本法・災害救助法における国・地方自治体などの役割分担の見直し議論の実施と検討の場への労働者代表の参画を求める。

3. すべての働く仲間のディーセント・ワーク実現に向けた雇用・労働政策の推進

- (1) 労働者の生活および雇用の安定をはかる雇用保険制度の役割の強化とともに、雇用保険の適用拡大や、労働保険特別会計の財政安定化などを求める。
- (2) 非正規雇用で働く者を含め、誰もがキャリア形成の機会を確保できるよう、能力開発など「人への投資」に対する国や事業者への働きかけを強化するとともに、労働者の能力向上を処遇改善につなげる好循環の実現に取り組む。
- (3) 労働基準法等の改正にあたっては、裁量労働制の拡充などの緩和を押しとどめ、働く者の最低基準である労働基準法制を堅持したうえで、長時間労働の是正、休息確保や生活時間保障の充実に向けた法改正に取り組む。また、働く者のための「労働基準関係法制」実現に向けて、構成組織・地方連合会と連携して、世論喚起に取り組む。
- (4) 「同一労働同一賃金」の実現に向け、改正「同一労働同一賃金ガイドライン」の周知や連合取り組み方針の浸透をはかり、雇用形態間格差の是正に取り組む。
- (5) 障がい者雇用の質の向上をはかるとともに、さらなる促進に向け、障害者雇用率の向上につながる施策の見直しを求める。また、雇用と福祉の役割分担や連携のあり方の適正化を求める。
- (6) 熱中症を含む業務上災害の撲滅に向け、連合労働安全衛生取り組み指針にもとづく改正安衛法等への対応および、「労働安全衛生」の重要性に係る国民の理解促進に向けた取り組みを推進する。また、第12回労働安全衛生調査結果などを踏まえ、職場環境改善に必要なツールを提供し、各職場における取り組みを促す。
- (7) 育成就労制度および特定技能制度の施行に向け、有識者会議対応などを通じ、制度の趣旨・役割を踏まえた厳格な運用と管理強化を求める。また、「外国人労働者総合政策検討プロジェクトチーム」での議論を踏まえ、共生社会の実現や日本語教育などを含む、外国人労働者にかかわる総合的な政策を策定する。
- (8) 事業譲渡を含むあらゆる事業再編時の、労働契約承継や解雇制限、労働組合への事前の情報提供・協議義務づけなど、労働者保護ルールの法制化を求める。
- (9) 働き方の多様化が進展する中、労使双方が働くことにかかわるルールの理解を促進し、その実効性を確保する観点から、「ワークルール教育推進法」の策定を求める。
- (10) 不当な解雇を誘発しかねない解雇の金銭解決制度の導入を阻止する。

4. 賃金・労働諸条件の向上と地域社会を支える中小企業の基盤強化

- (1) 2026 春季生活闘争まとめを踏まえ、2027 春季生活闘争を推進する。取り巻く情勢を見極め「人への投資」により日本全体の実質賃金を1%上昇軌道に安定させ、働き方の改善などを含めた総合生活改善闘争に取り組む。企業規模間、雇用形態間、男女間などの格差是正にこだわる。
- (2) 中小企業の経営基盤強化と地域社会の活性化をはかるため、働き方も含めた「サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正分配」の実現に向けて適正な価格転嫁・適正取引、生産性向上にむけた中小企業等の支援、「パートナーシップ構築宣言」の推進に取り組む。経営諸団体や組織内議員との連携を進め、公契

約基本法、公契約条例、中小企業振興基本条例の制定に向けた取り組みを推進する。

- (3) 地域別最低賃金が社会的セーフティネットとして機能し得るよう、大幅な引き上げと地域間額差の是正に向けた運動を進める。公正競争と魅力ある産業に資する労働条件設定のために、特定最低賃金の活用にも課題を整理し取り組みを推進する。
- (4) すべての働く仲間が生きがい・働きがいを通じて豊かに働くことのできる社会をめざして、「豊かな生活時間の確保とあるべき労働時間の実現」をはかる。

【連合岩手の取り組み】

《政策実現の推進》政策局

- ① 連合「重点政策」ならびに「連合の政策・制度実現地方のてびき」の理解を深め、各種審議会等での意見反映、県や市町村に対する「政策・制度要求と提言」に活かします。
- ② 岩手県への政策・制度要求と提言について、これまで要請時期と課題の重点化に対応し成果を挙げてきたことから、今後は実現性を得るための取り組みに注力します。
- ③ 法改正を踏まえ、教員が心身ともに健康に働くことで質の高い教育を確保できるよう、給特法の抜本的な見直しを含む教員の長時間労働是正に向けて、引き続き取り組みます。
- ④ 医療、介護、子育てなどのサービス供給体制の確立と、人材確保については、県の「高齢者福祉・介護保険推進協議会」「子ども子育て会議」「健康いわて 21 プラン推進協議会」「医療審議会」や「介護労働懇談会」などに参画し、労働者代表としての意見反映に努めます。
- ⑤ 社会的孤立、困窮、ダブルケア、就労困難などの課題については、支援を行っている団体、NPO、社会福祉協議会などと情報交流し、ライフサポートセンターいわての活動や政策・制度要求につなげます。
- ⑥ 連合プラットフォーム「笑顔と元気のプラットフォーム(地域フォーラム)」について、経営者団体との共催により中小企業が抱える共通の課題について共有を図ります。なお、課題解決に向け労働組合として出来る対策に取り組みます。
・過去の開催実績:2017 気仙、2018 盛岡、2019 釜石、2023 宮古、2024・2025 盛岡

《ディーセント・ワークの実現、賃金・労働条件の改善》労働局

- ① 「働き方改革関連法」の職場への定着、「36 協定」の適正化、長時間労働の是正と商習慣の見直し、正規雇用労働者との不合理な待遇差の是正等については、加盟構成組織での実践はもとより、未組織職場での徹底を岩手労働局等に求めるとともに、各種キャンペーンなどを通じて広く県民への普及啓発を行います。
- ② 働き方改革や「36 の日」運動などを推進するため、36 協定や過半数代表者の重要性や意義等を積極的に社会に発信する取り組みを展開します。
- ③ 春季生活闘争については、労働局、地場・中小共闘センターを中心に共闘体制を確立するとともに、賃上げのモメンタムを継続し「底上げ・底支え」、「格差是正」、「サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正配分」等を求め官民一体で取り組みます。
- ④ 春闘期において県経営者協会との政策懇談会、中小企業団体連合会、商工会議所連

合会、商工会連合会、中小企業家同友会、岩手労働局への要請行動を行い、未組織を含めた県内労働者全体の賃金引上げ、労働条件の改善を図ります。

- ⑤ 最低賃金の引き上げについては、物価を上回る水準を確保するとともに全国平均との額差是正を実現するための方策を協議し、そのことを後押しする議会請願、各種要請および職場決議等について有効な取り組みを推進します。なお、特定(産業別)最低賃金審議に関する課題について、審議のあり方や進め方を見直すため労働者側の考えを整理しあるべき姿の実現に向けて取り組みます。
- ⑥ 過労死や過労自死等をなくし、メンタルヘルス対策、労働災害を撲滅するための運動を強化し11月に開催される「過労死防止対策シンポジウム」に協力します。
- ⑦ 「治療と仕事の両立支援」を推進し、岩手労働局の「岩手県地域両立支援推進チーム会議」の実効性ある取り組みを求めます。
- ⑧ 公務員の労働基本権回復とともに、公務職場における「会計年度任用職員制度」に関し、同一労働同一賃金の趣旨に沿った賃金をはじめとする労働条件の改善について、関係構成組織と連携して取り組みます。
- ⑨ 全国に先駆けて県が導入した「公契約条例」について、現場労働者の賃金労働条件の改善等に結びつくよう「県契約審議会」等で改善を求めるとともに、各市町村でも制定されるよう取り組みます。

【重点分野－３】

ジェンダー平等をはじめとして、一人ひとりが尊重された「真の多様性」が根付く職場・社会の実現

1. 2026 年度の取り組みで達成された内容

- (1) 労働施策総合推進法等の改正では、実効性あるカスタマー・ハラスメント対策および求職者等に対するセクシュアル・ハラスメント対策に向けて、審議会を通じて意見反映を行うとともに、連合の「ハラスメント対策を職場に活かす取り組みガイドライン」および「ハラスメント対策の労働組合の取り組み」を改訂し、学習会の実施などを行った。
- (2) L G B T理解増進法が定める「基本計画」「指針」の策定を求めて要請行動などを行い、施行後3年を経て「基本計画」が策定された。また、連合の「性的指向及び性自認（S O G I）に関する差別禁止に向けた取り組みガイドライン」を改訂し、労働組合の取り組みを促進した。
- (3) 選択的夫婦別氏制度の導入に向けて、国会審議や男女共同参画会議などを通じて意見反映を行うとともに、組織内外の理解促進をはかった。
- (4) 女性活躍推進法の改正では、すべての職場・地域における取り組みの推進に向けて、審議会を通じて意見反映を行うとともに、連合の「改正女性活躍推進法にもとづく『事業主行動計画』策定等についての取り組みガイドライン」および「連合『女性活躍推進法の労働組合の取り組み』」を改訂し、学習会の開催などを行った。
- (5) 政府の「第6次男女共同参画基本計画」および「女性活躍・男女共同参画の重点方針2026」策定の議論では、ジェンダー平等社会の実現に向けて、現場の実態把握に取り組み、男女共同参画会議などを通じて意見反映を行った。
- (6) 連合「ジェンダー平等推進計画」フェーズ2達成に向けて、参画調査を実施するとともに、チェックシートなど様々な器材提供や推進担当者のスキルアップに資する取り組みを行った。
- (7) 職場、社会、労働組合におけるジェンダー平等を推進するため、ジェンダー平等推進中央集会、3.8国際女性デー中央集会などを開催した。
- (8) 日本で働く外国人労働者の問題解決と現状把握のため外国人労働者向けの集中労働相談を実施した。
- (9) 各組織からの「職場から始めよう運動」の取り組み状況報告を活用し、多様な働く仲間への課題解決に向けた活動を発信した。
- (10) 非正規雇用、フリーランスを含む曖昧な雇用、外国人労働など、多様な働く仲間の課題解決に向けた各種団体との連携を推進し、情報提供などを行った。
- (11) 若者へのワークルールの周知活動として、大学と協力しワークルールイベントを開催した。
- (12) 全国集中労働相談ホットライン事前学習会・労働相談情報共有会を奇数月に開催するとともに、労働相談ウォッチを偶数月に発行した。
- (13) 電話相談を独自受付していた地方連合会（連合神奈川・連合大阪）を労働相談センターへ編入するとともに、センターの担当地方連合会の一部再編を行った。
- (14) 2026年度「第1回構成組織オルガナイザー会議」、「連合関東ブロックと東日本労働相談センターとの意見交換会」、「第2回連合オルガナイザー会議」など

において、構成組織・地方連合会オルガナイザーや労働相談担当者などと組織拡大に向けて連携強化をはかった。

- (15) 電話労働相談報告システム、およびメール相談システムの改修を行うとともに、年間集計報告において各種クロス集計を実施した。

2. 残された課題

- (1) ハラスメント対策の実効性向上と I L O 第 190 号条約批准に向けた取り組みの強化
- (2) L G B T 理解増進法が定める「指針」策定と性的指向・性自認を含めた差別禁止を求める取り組み
- (3) 選択的夫婦別氏制度の導入に向けた国会对応と組織内外の理解促進の取り組み強化
- (4) すべての職場・地域における女性活躍推進に向けて、企業規模にかかわらず取り組みの推進と地方自治体における推進計画の徹底など、ジェンダー平等の実現、男女平等参画の促進
- (5) 連合「ジェンダー平等推進計画」フェーズ 2 達成に向けた取り組みの強化
- (6) 日本で働く外国人労働者の支援団体との連携強化
- (7) 職場から始めよう運動の好事例の共有
- (8) 関係団体と連携するなど、若年層（特に高校生）を対象にしたワークルールイベントの企画・実施
- (9) 労働相談からの労働組合作り強化に向けて、組織拡大局、中央・ブロック・地方連合会オルガナイザーとのさらなる連携強化
- (10) 連合の政策実現に向けて労働相談集計・相談事例のさらなる活用、政策関連局などとの連携強化
- (11) A I チャットボット「ゆにボ」の多言語機能の特性を活かした外国人労働者をはじめ各方面への活用・周知の強化

2027 年度活動計画（案）

- 1. 性別・年齢・国籍・障がいの有無・就労形態などにかかわらず、やりがいを持って働くことのできる職場・社会の実現
 - (1) あらゆるハラスメントの根絶をめざして、法を上回るハラスメント対策が徹底されるよう、連合ガイドラインの周知などに取り組むとともに、学習会の実施や組織内外の理解促進などを通じて、政府に I L O 第 190 号条約の批准を求める。
 - (2) L G B T 理解増進法が定める「指針」の速やかな策定と性的指向・性自認を含めた差別禁止を求めるとともに、改訂した連合ガイドラインの周知をはじめ、理解促進の取り組みを強化する。
 - (3) 選択的夫婦別氏制度の導入に向けて、国会对応を行うとともに、組織内外の理解促進の取り組みを強化する。多様な家族のあり方やライフスタイルを認め合う社会に向けた取り組みを推進する。
 - (4) 日本で働く外国人労働者・留学生が抱える仕事や暮らし、人権などの諸課題に向き合い、互いに認め合う「共生」に向けた環境整備を推進する。
- 2. 男女平等参画、ジェンダー平等の推進、均等待遇、仕事と生活の調和（ワーク・

ライフ・バランス)に向けた取り組み

- (1) 政府の「第6次男女共同参画基本計画」を踏まえ、政治、経済など、あらゆる分野におけるクォータ制の導入も含めたポジティブ・アクション強化に向けた取り組みの一層の推進を求めるとともに、地方における女性活躍推進、ジェンダー平等の実現、男女平等参画促進に取り組む。
- (2) 労働組合における意思決定過程への女性参画促進のため、各種リーダー養成講座などを開催する。
- (3) 連合「ジェンダー平等推進計画」フェーズ2達成に向けて、構成組織・地方連合会の取り組みが着実に進むよう、連合本部が進捗を把握・共有し、積極的に働きかける。
- (4) 企業規模や地域により、女性活躍推進の取り組みに差が生じないように、連合ガイドラインの周知徹底をはかる。また、ガイドラインにもとづき、男女間賃金格差をはじめとする格差是正や、地方自治体における推進計画の策定に向けた取り組みなどを強化する。
- (5) 改正育児・介護休業法を踏まえた労働組合の取り組み方針を周知するとともに、仕事と生活の調和に関する取り組みを推進する。
- (6) 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」にもとづく地方自治体における基本計画の着実な実行と多様な支援を包括的に提供する体制整備を求める。

3. 「フェアワーク」推進の取り組み

- (1) 非正規労働問題をはじめとする多様な働く仲間の課題解決に向け、We bやSNSなどを積極的に活用するなど社会的発信力を強化し「職場からはじめよう運動」の一層の推進をはかる。
- (2) 非正規雇用・曖昧な雇用・若年労働・外国人労働など多様な働く仲間とのつながりの拡大、および労働組合づくりや労働条件の改善、政策への反映や社会的波及力の強化に向けた取り組みを進める。

4. 連合労働相談対応の強化に向けた取り組み

- (1) 多様化する労働相談への対応力の維持・向上に向けて、労働相談センターの機能強化(相談員の確保・スキルアップなど)とともに、地方連合会に対する情報共有や研修などの機会提供や各種器材の充実をはかる。
- (2) 労働相談からの労働組合づくりの強化に向けて、連合労働相談センター、中央・ブロック・地方連合会オルガナイザーなどとの連携強化をはかる。
- (3) 組織拡大・強化、連合の政策実現に向けて、労働相談報告システム(相談事例・各種データベース)の効果的な活用をはかる。
- (4) 多言語機能を有するAIチャットボット「ゆにボ」のさらなる活用・周知をはかるとともに、外国人労働者をはじめ、働く仲間が利用しやすい労働相談体制の強化をはかる。

【連合岩手の取り組み】

《多様性の尊重、男女平等の実現》組織行動局

- ① カスタマー・ハラスメントや就活生等に対するハラスメントを含むあらゆるハラスメント、

アンコンシャス・バイアス(無意識の偏見)、ジェンダー・バイアスをなくし、多様性が尊重される社会の実現、固定的性別役割分担意識の払拭に向け、各種学習会やキャンペーン活動を行うとともに、これらに関する労働相談には、関係機関と連携して適切に対応します。

- ② 連合本部が開催する「男女平等参画推進フォーラム」等の集会には、女性組合員のほか、構成組織の役員や男性組合員の参加を促進します。
- ③ 「3.8 国際女性デー」は、これまでの経緯を踏まえ、他団体と連携して取り組みます。
- ④ 連合岩手、各構成組織、地協において、連合岩手「ジェンダー平等推進計画」に基づく女性参画目標の達成に向けた取り組みを進め、組合活動における女性活躍を一層加速します。
- ⑤ 連合岩手「ジェンダー平等推進計画」フェーズ 2「達成のためのロードマップ」に基づいた推進を強化します。

《ワーク・ライフ・バランス、「フェアワーク」の推進》組織行動局

- ① ワーク・ライフ・バランスについては、各構成組織等の実践例を学ぶ機会等を設け、男性の育児休業促進等、すべての労働者の仕事と生活の調和に向けた職場環境改善が進むよう取り組みます。
- ② 連合本部が設置している「フェアワーク推進センター」と連動した活動を展開するとともに、連合岩手におけるセンター設置については、他の地方連合会の動向を注視しながら、今後の対応を検討します。
- ③ 非正規雇用、曖昧な雇用、若年労働、外国人労働など多様な働く仲間の課題については、岩手労働局等と連携し実態把握に努めるとともに、労働者の権利を守る取り組みを、非正規労働センターを中心に検討します。

《労働相談集約への円滑な移行》組織局

- ① 労働相談からの労働組合づくりの強化に向けて、連合労働相談センターとの連携強化を図ります。
- ② 労働相談対応については、本部主催の労働相談情報共有会や全国一斉労働相談時の学習会を活用し、地方・地域として相談対応スキルの維持向上を図り役割を果たしていきます。

【推進分野－１】

社会連帯を通じた平和、人権、社会貢献への取り組みと次世代への継承

1. 2026 年度の取り組みで達成された内容

- (1) 「ゆにふあん」を活用し、構成組織・地方連合会・地協・単組などが実施する社会貢献活動を 48 件掲載・発信し、各組織の取り組みの共有を進めた。クラウドファンディングは 2 件（栃木・東京）の申請があり掲載した。
- (2) 「連合・愛のカンパ」を通じて、国内外で社会貢献活動を行う団体（中央助成、地方助成）に対し支援を行った。
- (3) 平和 4 行動を中心に、戦争の実相や平和の尊さを学ぶ取り組みを継続した。
- (4) 平和に関する諸課題について関係団体と連携した取り組みを進めた（日出生台集会、戦後・被爆 80 年シンポジウム、北方領土返還要求全国大会など）。
- (5) 原水禁、K A K K I N など関係団体と連携し、政府要請や核兵器廃絶署名活動、日本政府および国連本部への署名提出など、核兵器廃絶に向けた取り組みを推進した。
- (6) 多様化する人権課題について、問題意識の共有や理解促進に向けた取り組みを進めた（狭山事件フィールドワークなど）。
- (7) 就職差別撤廃などの継続課題について、インターネット調査や厚生労働および文部科学省要請など、関係団体と連携した取り組みを進めた。
- (8) 「防災セミナー」を開催するなど、防災・減災に向けた取り組みを継続した。
- (9) 連合事業継続計画（BCP）について、名称を連合業務継続計画（BCP）に改めるとともに、従来の「基本編」と「首都直下型大地震編」・「新型コロナウイルス対策編」を一冊にまとめてシンプルな内容とし、2026 年 6 月 29 日に適用を開始した。
- (10) 働く仲間や地域住民が結集する場としてメーデーを開催し、労働者の地位向上や労働条件の改善、労働基本権の確立などを社会に訴えた。

2. 残された課題

- (1) 構成組織・地方連合会・地協・単組が展開する社会貢献活動の継続的な情報収集による「ゆにふあん」の活用促進
- (2) 「連合・愛のカンパ」支援団体の活動状況の把握と、支援成果の共有
- (3) 恒久平和の実現に向け、次世代への継承をより意識した取り組みの推進
- (4) 平和課題に対する組合員の理解促進と社会的な世論喚起
- (5) 核兵器廃絶と恒久平和の重要性に関する、組合員への理解促進と社会的発信の継続
- (6) 差別や偏見、排外的な言説などが社会に広がる中での、継続的な理解促進や人権侵害救済法（仮称）などの法整備、情報流通プラットフォーム対処法の実効性確保に向けた取り組み
- (7) 就職差別撤廃、北朝鮮による日本人拉致問題などの継続課題に対する社会的理解の促進と取り組み
- (8) 災害の激甚化・頻発化を踏まえた、平時からの備えや地域との連携強化
- (9) 災害時要援護者や女性、子ども、外国人など、災害時に困難を抱えやすい人々の視点を踏まえた具体的な対策の充実。防災関係法令の改正を踏まえた対応の徹底や、災害対策基本法・災害救助法に規定されている国・地方自治体等の役

割分担の見直しに関する動向の注視

- (10) 連合業務継続計画（BCP）の「首都直下地震等対策」は連合本部事務局が一定程度機能することを前提にしており、最悪の事態に備えて、代替機能の持ち方について引き続き地方連合会と意見交換を実施
- (11) 参加者の広がりや社会への訴求力の向上と、メーデーの意義を幅広い層に伝える取り組みの強化
- (12) 第99回（2028）メーデー中央大会会場の選定
- (13) 第100回（2029）メーデー中央大会に向け、企画内容などの検討

2027年度活動計画（案）

1. 支え合い助け合い運動の推進

- (1) 「ゆにふぁん」のプラットフォームを活用して、構成組織や地方連合会、地協や単組が展開する社会貢献活動を、組合員、地域住民、NPO・NGOと共有することで、労働組合運動の理解・促進につなげるための取り組みを展開する。
- (2) 「連合・愛のカンパ」について、構成組織・地方連合会と連携し支援団体の精査に努めるとともに、「ゆにふぁん」との連携などにより支援団体のフォローアップ活動に取り組む。

2. 平和運動の推進

- (1) 平和4行動への参加を通じて、戦争の実相を学び、恒久平和の実現をめざすとともに、戦争の記憶を風化させない次世代への継承を進める。
- (2) 在日米軍基地の整理・縮小と日米地位協定の抜本的見直し、核兵器廃絶と被爆者支援、北方領土返還と日ロ平和条約の締結など、関係団体と連携し、平和課題の着実な前進に取り組む。
- (3) 原水禁、KAKKINなどと連携をはかり、核兵器廃絶に向けた取り組みを推進する。

3. 多様化する人権に関わる課題への対応

- (1) 多様化する今日的な人権に関わる諸課題について、関係団体などと連携し、人権侵害救済法（仮称）の制定や情報流通プラットフォーム対処法の実効性確保に向けた取り組みを進める。
- (2) 就職差別撤廃、北朝鮮による日本人拉致問題などの継続課題について、関係団体と連携した取り組みを進める。

4. 自然災害への取り組み強化と事業継続計画（BCP）の策定

- (1) 防災セミナー等を開催し、防災・減災に向けた取り組みを展開するとともに、自然災害からの復興・再生に向けた取り組みを継続する。
- (2) 災害弱者の視点を踏まえた地域での防災・減災対策の強化・充実に取り組むとともに、関係部署と連携し、防災関係法令の改正や国・地方自治体等の役割分担の見直しに関する動向を踏まえた対応を進める。
- (3) 新たな連合業務継続計画（BCP）について、地方連合会・構成組織との共有をはかるとともに、実効性を維持するため、定期的に検証し、行政の動向や連合本部の組織体制の改編等を踏まえて適宜見直しを行う。

5. メーデーの取り組み

- (1) 労働者福祉事業団体やNGO・NPOなど関係団体との連携を強化し、働く仲間や地域住民が参加しやすいメーデーを開催するとともに、人権、民主主義、恒久平和の重要性を広く社会に訴える取り組みを展開する。
- (2) ロサンゼルスオリンピック予選を踏まえ、代々木公園に代わる第99回(2028)メーデー中央大会会場の検討を行う。
- (3) 第100回(2029)メーデー中央大会に向け、企画内容などの検討を行う。

【連合岩手の取り組み】

≪平和運動の推進≫組織行動局

- ① 連合平和4行動(沖縄、広島・長崎、根室)について、構成組織、地協から広く参加者を募り平和への意識醸成を図ります。
- ② 7月末に県中央、県内各地で開催される平和集会、県内キャラバン等の平和行動については、県、各地区の平和運動実行委員会で計画を検討し、多くの市民、組合員の参加を追求します。
- ③ 国連に本県の高校生を派遣する「高校生平和大使」の取り組みを応援するなど、平和運動を次世代に継承するための活動を展開します。

≪人権・連帯の活動≫組織行動局

- ① 「ゆにふぁん」活動について、連合岩手が支援する社会貢献活動を行うNPO、社会福祉協議会等を紹介し活動を広めます。
- ② 「連合・愛のカンパ」に対する募金に取り組むとともに、県内で活動する団体が助成を受けられるよう支援します。
- ③ 「SOGI(性的指向、性自認)」は、特定の人々にのみ配慮した課題としてとらえるのではなく、全ての人の対等・平等、人権の尊重に根ざした課題ととらえるべきというのが国際的潮流に則った考え方であるとの認識のもと、あらゆる機会を通じて学習や啓発をすすめるとともに、関係する団体と交流します。

≪支え合い助け合い、自主福祉活動の強化≫企画総務局・政策局

- ① 労働金庫は「労働者の金融機関」との認識を、各構成組織、地協、組合員と再確認し、労働者の生活を守るろうきん運動をさらに強化します。また、各種機関会議等における新商品等の紹介等に努めます。
- ② こくみん共済coopの基本である支え合い助け合いを推進し、共済運動をさらに強化します。また、各種機関会議等における新商品等の紹介等に努めます。
- ③ (一社)岩手県労働者福祉協議会や各地区労福協(勤労協)、ライフサポートセンターいわての活動を連合岩手、各地協が積極的に担い、地域の労働者福祉向上を図るとともに、県労福協に結集する労働金庫、こくみん共済coop、ハピネス共済会、信用生協、学校生協の活動を支援します。

≪防災・減災の取り組み、被災地支援≫組織行動局・政策局

- ① 東日本大震災津波をはじめ、各種自然災害等からの復興をなしとげること、心のケア等を継続すること等を国、県に求めています。
- ② 全国各地で発生する自然災害については、連合東北ブロックと連携し人的派遣を含めて連合本部の要請に対応します。
- ③ 連合本部は、事業継続計画(BCP)策定に取り組んでいることから、被災県の経験を踏まえて協力します。

【推進分野－２】

健全な議会制民主主義と政策実現に向けた政治活動の推進

1. 2026 年度の取り組みで達成された内容

- (1) 「連合政策・制度推進フォーラム（連合フォーラム）」について、連合の政策・制度実現に向けて構成員との連携をはかるとともに、第 51 回衆議院選挙の結果等を受けて入退会の手続きを行った。
- (2) 「連合出身議員政治懇談会（連合政治懇）」の会員議員と連携し、総会や勉強会の開催にあたって側面的な支援を行うとともに、連合の重点政策や法案対応、選挙の方針などについて意見交換を行った。
- (3) 2026 年 1 月に「第 51 回衆議院選挙の方針」を確認し、同年 2 月の第 51 回衆議院選挙に向けて推薦手続きを行った。
- (4) 2025 年 7 月の第 27 回参議院選挙の結果を踏まえ、「第 9 回政治アンケート調査」を実施し、集計・分析を行い公表した。
- (5) 第 51 回衆議院選挙の結果を踏まえ、「第 51 回衆議院選挙の取り組みのまとめ」を作成・公表するとともに、「第 10 回政治アンケート調査」を実施し、集計・分析を行い公表した。
- (6) 「連合の政治方針」に則り、2025 年 11 月の広島県知事選挙、2026 年 1 月の福井県知事選挙、2 月の山口、長崎県知事選挙、3 月の石川県知事選挙、4 月の京都府知事選挙、5 月の新潟県知事選挙、7 月の滋賀県知事選挙、8 月の長野県知事選挙、香川県知事選挙、9 月の沖縄県知事選挙において、働く者・生活者の立場に立つ政治勢力の拡大に取り組んだ。
- (7) 今後の女性の積極擁立や政策課題の取り組みにつなげることを目的に、地方における組織内議員数および女性比率等の調査を進めている。
- (8) 地方連合会に政治活動マニュアルを活用し、選挙における法令遵守などについて周知する活動を行った。

2. 残された課題

- (1) 「連合の政治方針」で掲げる「連合の求める政治」の実現のための働く者・生活者の立場に立つ政治勢力の拡大、国民民主党・立憲民主党との連携強化
- (2) 主権者教育や政治分野における男女共同参画のさらなる推進、国会改革と選挙制度改革への対応
- (3) 2027 年の第 21 回統一地方選挙に向けた取り組み

2027 年度活動計画（案）

1. 政治活動の基本

- (1) 目的と政策を共有する政党・政治家との連携を強化し、「働くことを軸とする安心社会」の実現をめざす。
- (2) 連合の政治活動のあり方などについて、様々な機会を通じて構成組織・地方連合会との意見交換を進める。
- (3) 現下の政治情勢について有識者などを含めて幅広く学ぶ機会を検討する。

2. 政治活動の具体的推進

- (1) 第21回統一地方選挙に向けて、「対応方針」を踏まえ取り組む。また、「第28回参议院選挙の基本方針」を策定し、対応をはかる。
- (2) 働く者・生活者の立場に立つ政治勢力の結集・拡大をはかるため、「連合出身議員政治懇談会（連合政治懇）」や「連合政策・制度推進フォーラム（連合フォーラム）」と意見交換会や勉強会を継続的に開催する。
- (3) 「連合出身議員政治懇談会（連合政治懇）」を軸に、「連合政策・制度推進フォーラム（連合フォーラム）」と連携し、連合が開催する各種シンポジウムや集会、政策勉強会など、様々なチャンネルを通じて政策実現をめざす。
- (4) SNSやインターネットを活用した政治活動・選挙運動の研究を深めるとともに、その内容を構成組織・地方連合会と共有する場を設けることで、第21回統一地方選挙につなげる。
- (5) 選挙における法令遵守の徹底をはかるとともに、労働組合の社会的責任として棄権防止や期日前投票を含めた投票促進を、関係団体とも連携しながら広く世の中に呼びかける。
- (6) 国政選挙の補欠選挙など、重点的に取り組むべき選挙が実施される場合には、「連合の政治方針」に則り、当該地方連合会と連携して取り組む。

3. 健全な議会制民主主義の実現に向けた政治改革への取り組み

- (1) 国民の権利保障に資する投票環境の整備やデジタル時代に即したしくみのアップデートなど、公正・公平で有権者の立場に立った選挙制度の改革と運用を求める。
- (2) 参议院の合区の解消は、国会の憲法改正の議論で課題にのぼっており、引き続き検討する。また、選挙制度改革、とりわけ衆議院の定数削減については、法案提出に向けて議論が進められているため、対応を検討する。
- (3) 第221国会において成立した、改正公職選挙法の中に選挙に関するSNSの利用の適正化や電子メールの主体性の緩和などが盛り込まれたが、選挙期間中の政党等の広告規制等が盛り込まれていないなど内容が不十分のため、引き続き対応をはかる。
- (4) 情報開示の徹底と審議の充実、運営の効率化と同時に、行政監視機能と立法機能の強化など、国権の最高機関にふさわしい国会への改革を求める。
- (5) 政治分野における男女共同参画をはじめ、多様な民意を適切に反映するための政治改革の実現に取り組む。
- (6) 政治資金の徹底した透明化を通じた国民が信頼できる政治の実現を求める。

4. 地方政治の活性化

- (1) 地方連合会が有する議員懇談会等との意見交換会などを通じて、地方における政策実現力の強化はもとより、なり手不足の解消を含む地方政治の活性化に向けた有効策を検討する。
- (2) 組織内議員拡大マニュアルを必要に応じて改訂し周知する。

【連合岩手の取り組み】

≪政治活動の推進≫政治センター

- ① 連合岩手の政策実現に向け協力関係にある立憲民主党、国民民主党、社会民主党の各県組織や推薦(支持支援)議員とは、さらに連携を強化し政策実現を図ります。
- ② 政治的無関心の増大、各種選挙での投票率の低下、候補者不足の問題が指摘されており、労働組合としてなぜ政治活動や選挙を行うのか組合員の理解を深める取り組みを各構成組織とともに展開します。
- ③ 推薦(支持支援)議員とは、「政策・制度要求と提言」に関する意見交換、各種キャンペーンの際の街頭演説への協力、自治体要請への参画など、日常活動を連携して行います。
- ④ 達増知事と行っている連合岩手との「懇談会」を開催し、連合岩手の課題と各部門別連絡会等の課題について意見交換を行います。
- ⑤ 各地協は、推薦首長・自治体議員との定期協議の場を設定します。
- ⑥ 各種選挙での推薦(支持支援)候補の決定にあたっては、政治センター幹事会での確認を経て執行委員会で決定し、候補者の当選に向けて全力で支援します。
- ⑦ 組織外からの推薦要請については、連合がめざす政治活動への同意と政策協定の締結を前提とし推薦決定(支持支援を含む)を行うこととします。
- ⑧ 次期、国政選挙、統一地方選挙に際しては、各構成組織、地協と一体となり推薦する候補予定者全員の必勝をめざし取り組みを展開します。
 - ・第 28 回参議院議員通常選挙(2028 年 7 月 25 日任期満了)
 - ・第 52 回衆議院議員総選挙(2030 年 2 月 7 日任期満了)
- ⑨ 各種選挙においては、連合の主張や考えを組合員に理解してもらうため、構成組織を訪問し意見交換するとともに、地協幹事会や地協青年委員会に対するオルグを実施します。
- ⑩ 選挙に取り組むにあたりコンプライアンスを意識しながら法令遵守を徹底します。

【推進分野－３】

ディーセント・ワークの実現に向けた国際労働運動の推進

1. 2026 年度の取り組みで達成された内容

- (1) ミャンマーの民主化および自由で民主的な労働運動を支援するため、ILO 総会・理事会などでの意見反映をはじめ、ミャンマー国民統一政府(NUG)外務大臣との意見交換などを実施した。
- (2) ITUCおよびITUC-APを通じ、ミャンマーの民主化支援のための国際連帯資金の拠出などを通じた支援を実施した。
- (3) ILO第111号条約の早期批准および公務員の労働基本権の回復に向け、ILO議連への働きかけや、日EU経済連携協定(EPA)、日英包括的経済連携協定(EPA)に関する市民社会との共同対話で課題を提起した。
- (4) ビジネスと人権に関する取り組みを春季生活闘争方針に明記し、構成組織・地方連合会での学習会を実施した。また、「ビジネスと人権に関する国別行動計画」の改訂議論などに参画し、意見反映を実施した。
- (5) 中華全国総工会(ACFTU)および韓国労働組合総連盟(FKTU)との定期協議を実施した。また、ITUC加盟主要ナショナルセンター(アメリカAFL-CIO、ドイツDGB)との交流・意見交換などを実施した。
- (6) 国際労働財団(JILAF)草の根支援事業政労使代表者会議の機会を捉え、建設的労使関係の重要性などについて共有した。

2. 残された課題

- (1) ILO第111号条約の早期批准および公務員労働基本権の回復

2027 年度活動計画（案）

1. 人権・労働組合権・民主主義の擁護・確立

- (1) アジア・太平洋地域を中心とする人権・労働組合権・民主主義が脆弱な国での民主的な労働運動を支援する。とりわけ、ミャンマーについては、ミャンマー労働組合総連盟(CTUM)への支援を中心に、ITUC、ITUC-APとの協働関係の中で積極的な役割を果たす。また、ILO総会・理事会などでの意見反映を含め、様々な機会を捉えた民主化支援や自由で民主的な労働運動の回復に向けた活動を継続・強化する。加えて、国際労働財団(JILAF)との連携のもと、タイへのミャンマー人越境労働者を対象とした生活改善・底上げ支援などに取り組む。
- (2) ILO第111号条約の早期批准および公務員の労働基本権の回復に向け、①ILO議連への継続的な働きかけ、②欧州の労働組合と連携した経済連携協定(日EU・EPA/日英EPA)第16章(貿易および持続可能な開発)にもとづく取り組みを継続・強化する。
- (3) ビジネスと人権に関する取り組みを引き続き春季生活闘争方針に明記し、構成組織・単組での取り組みを推進する。また、ビジネスと人権に関する行動計画推進円卓会議・作業部会などに参画し、他のステークホルダーと連携しつつ意見反映を行う。

2. 国際組織との連携強化

- (1) 2027 年 11 月に予定される I T U C 世界大会に向け、規約改正（大会任期、指導部選出基準など）などに関する議論に関与する。
- (2) 韓国労働組合総連盟（F K T U）との定期協議を実施する。また、I T U C 主要加盟組織や近隣ナショナルセンターとの二国間協議・交流の実施についても必要に応じて検討する。
- (3) G20（2026 年議長国：アメリカ、2027 年議長国：英国）の開催に連動した L（レイバー）20 の協議などに参画する。
- (4) アジア太平洋地域におけるディーセント・ワークの実現に向け、I T U C－A P の諸活動に積極的に参画する。
- (5) グローバルユニオンや欧州各国のナショナルセンターから情報収集し、国際労働運動の強化・発展に活かす。
- (6) 「N G O－労働組合国際協働フォーラム」および「児童労働ネットワーク（C L－N e t）」を通じて、N G O や市民社会と連携・協働し、国際的な課題の解決に引き続き取り組む。

3. 労使紛争の未然防止および解決促進に向けた取り組み

- (1) 企業行動の国際ルール of 組織内における理解促進の取り組み強化を通じて、より良い企業行動を促進する。
- (2) 2026 年 9 月に実施されたピアレビューの結果を踏まえ、ナショナル・コンタクト・ポイント（N C P）のさらなる運用改善と労使紛争の迅速な調停・解決を引き続き求める。
- (3) アジア地域の日系多国籍企業の建設的労使関係の構築と労使紛争の未然防止などに取り組む。
- (4) 海外での労使紛争解決に向けて、G U F s、構成組織と連携して問題解決を促進する。

【推進分野－４】

連合と関係する組織との相乗効果を発揮し得る人財の確保・育成と労働教育の推進

1. 2026 年度の取り組みで達成された内容

- (1) 持続可能な連合運動を支える人財の確保・育成に向けて、構成組織・地方連合会・連合関係団体で構成する「連合運動を支える人財の確保と育成に関する検討WG（人財戦略検討WG）」を設置し、具体的な検討を開始した。
- (2) 次世代の労働運動を担うリーダーの育成に向けて Rengo ユースター・カレッジを実施した。また、地方連合会が主催する次世代育成のための各種取り組みを支援するとともに、I L E C と連携して Rengo アカデミー・マスターコースや連合大学院の取り組みを推進した。
- (3) I L E C が実施する Rengo アカデミー・マスターコースや、I L E C や地方連合会が運営する連合寄付講座に連合本部から講師を派遣した。
- (4) 若い世代への労働者教育として I L E C ・地方連合会が連携し大学寄付講座などを開催した。
- (5) 在外公館への外交官（連合アタッシェ）の派遣に向けた各種対応および帰国者のフォローアップを実施した。また、国際的な場で活躍可能な人財を育成する観点から、J I L A F 「第 10 回グローバル人材養成研修」および I T U C － A P 「ユースリーダーシップコース」に参加者を派遣した。
- (6) ワークルールの普及と労働教育の推進に向け、「ワークルール検定」の周知・受検促進に取り組み、2025 秋・2026 春を合わせ、初級 2,217 名、中級 661 名の申し込みがあった。

2. 残された課題

- (1) 改革パッケージ検証委員会「報告」で提起された人財の確保・育成に関する 5 つの項目の具体化・制度化
- (2) Rengo ユースター・カレッジをはじめ Rengo アカデミー・マスターコースや連合大学院など次世代の労働運動を担うリーダー育成のための研修などに構成組織・地方連合会から幅広く参画できる環境づくりや地域開催の検討
- (3) 各関連団体と連携した知見や人的ネットワークの活用、講師リストの更新
- (4) 大学寄付講座や高校出前講座などの開設に向けた連携強化と講座における発信強化、すべての地域で大学寄付講座を開設できる環境整備
- (5) 2029 年在外公館派遣者のジェンダーバランスに配慮した事前調整および I T U C － A P 「ユースリーダーシップコース」の要件（英語コミュニケーション力や年齢 35 歳未満など）を満たす人財の選定
- (6) 「ワークルール検定」の受検者拡大と、労働に関わるルールや働く仲間の権利を学ぶ機会としての活用促進、および安定的な運営に向けた事務局体制・財政基盤の確立

2027 年度活動計画（案）

1. 連合運動を支える人財の確保と育成

- (1) 持続可能な連合運動を支える人財を安定的に確保し、継続的に育成するために、

改革パッケージ検証委員会「報告」で提起された 5 つの項目について人財戦略検討WGにおいて検討を進め、具体化・制度化をはかる。

- (2) Rengo ユースター・カレッジをはじめ Rengo アカデミー・マスターコースや連合大学院など次世代の労働運動を担うリーダー育成のための研修などに構成組織・地方連合会から幅広く参画できる環境づくりや地域開催を検討する。

2. 連合と関係する組織と連携した人財・知見の活用

- (1) 様々な教育機関で輩出した人材をより活かすために、各関係団体（連合総研、J I L A F、I L E C、労福協、労委労協、退職者連合など）と連携し、その知見や人的ネットワークを活用するとともに、講師リストを適宜更新する。

3. 組織内外における幅広い労働教育の推進

- (1) ワークルールのさらなる普及をはかるため、構成組織・地方連合会と連携を強化するなど、「ワークルール検定」の受検者の拡大に向けて、積極的に取り組む。
- (2) 大学・大学院連合寄付講座、高校出前講座など将来を担う若い世代への労働教育については、I L E C・地方連合会との連携を強化し、講座における発信強化に取り組むとともに、すべての地域で大学寄付講座を開設できる環境整備をはかる。

4. 国際人財の育成のための取り組み

- (1) 国際人財を育成するため、引き続き在外公館（連合アタッシュ）や I T U C - A P、J I L A F 主催の研修などに人財を派遣するとともに、フォローアップや各種研修プログラムなどの情報共有などを継続・強化する。

【連合岩手の取り組み】

≪人財育成の推進≫組織行動局

- ① 組合活動における次世代育成について、「青年委員会」「女性委員会」「男女平等参画推進委員会」の活動に参加する組合員を中心に、交流や学習活動を推進します。
- ② 各構成組織、地協が主催する学習会等に講師を派遣するなど人財育成を支援します。
- ③ 青年委員会幹事会、女性委員会幹事会の活動については、交流と学習活動を通じてリーダー育成につながるよう内容を充実します。また、各幹事会の自主性を尊重しながらも、連合岩手の活動を通じて人財育成に取り組めます。

≪労働者教育の推進≫企画総務局

- ④ 教育文化協会の協力で実施している岩手大学と岩手県立大学との提携講座（寄付講座）について内容の充実を図り継続します。
- ⑤ （一社）日本ワークルール検定協会が主催する「ワークルール検定」が、多くの組合員、学生、一般県民が受験するよう周知を図るとともに、検定開催の広報を積極的に行います。

【運動分野を支える基盤強化】

1. 2026 年度の取り組みで達成された内容

- (1) 2026 年 1 月に中央会費制度移行期間が開始した。財政・内部統制検証委員会（第 2 次）を設置し、付託事項を確認した。
- (2) 財政の一体的開示に向けた準備段階として、連合本部および全地方連合会（地協除く）の 2025 年度決算の一体的開示を試行実施した。
- (3) 2026 年度連合本部・地方連合会・地域協議会の内部統制活動として、第 8 回会計管理研修会、リスク評価・対応策の自主点検（第 5 回）、地方連合会に対する本部監査（対象 12 地方連合会）を実施した。「リスク評価・対応策の自主点検マニュアル」を改訂した。
- (4) 中央会費制度移行に伴う「地方連合会の登録人員および地方連合会運動への参画情報」と新たに地方連合会運動に参画する構成組織窓口の情報を地方連合会に共有した。
- (5) 地域協議会の現状把握を目的としたアンケートを実施し、その結果について地方ブロック代表者会議で共有し意見交換を行うとともに、地方連合会にフィードバックした。
- (6) 「地方ブロック連絡会運営要綱」にもとづき、地方・地域における組織拡大、ジェンダー平等・多様性推進、青年活動などに関する取り組みの活性化に向けて、連合本部として協力した。
- (7) 連合本部における構成組織・地方連合会担当窓口の配置を確認するとともに、構成組織の担当窓口となる連合本部役員の役割を明確化するための訪問・連絡要領を作成した。
- (8) 部門連絡会を開催し、産業・業種に関する取り組みを充実・深化できるよう活性化がはかられた。また、「産業別・業種別部門連絡会 情報共有会」を開催し、運営方法の確認や好事例を共有した。
- (9) 構成組織・地方連合会を対象に、業務の見直しに向けたアンケート調査を実施し、その結果についてブロック代表者会議で共有し意見交換を行った。
- (10) 2026 年 4 月に連合本部事務局 DX 化推進プロジェクトを設置し、取り組む項目を整理・検討した。

2. 残された課題

- (1) 財政・内部統制検証委員会（第 2 次）における中央会費制度の運営・執行状況の検証、移行期間における中央会費制度の移行進捗状況の検証、および財政的な観点からの連合運動の持続可能性に関する検証と提言
- (2) 2026 年度決算の一体的開示（2027 年 9 月予定）に向けた、全地方連合会・地協の勘定科目等の整合化および連結会計クラウドシステムへの決算データ入力作業の連携
- (3) 2027 年度連合本部・地方連合会・地域協議会の内部統制活動として、第 9 回会計管理研修会、リスク評価・対応策の自主点検（第 6 回）、地方連合会に対する本部監査（対象 12 地方連合会）の実施
- (4) 地域で組合員が連合運動に参画しやすいように、「理解・共感・参加」の視点で諸活動の再点検と情報伝達方法のブラッシュアップ、中央会費制度により新たに運動参画する組織が、中長期的な計画にもとづき運動参画していくよう、構成組織・地方連合会・連合本部で連携した取り組み

- (5) 地域協議会の現状把握のアンケート集約結果・各種会議での意見交換を踏まえた設置基準の見直しも含めた地域協議会体制のあり方検討
- (6) 地方ブロック連絡会における地方・地域における組織拡大、ジェンダー平等・多様性推進、青年活動などに関する取り組み活性化に向けた取り組み
- (7) ライフサポートセンターの今後のあり方の具体的対応策の継続検討
- (8) 構成組織・地方連合会担当窓口を通じた、とりわけ中小構成組織を対象とした日常的なコミュニケーションの充実および各組織が抱える課題解決に向けた協力
- (9) 産業別・業種別部門連絡会の開催による、産業・業種に関する取り組みの充実・深化に向けた取り組みの推進
- (10) 業務の見直しや重複間の解消に向けた具体策の検討
- (11) 連合本部事務局のDX化推進に向けた具体策の検討

2027 年度活動計画（案）

1. 持続可能な財政の確立に向けた取り組み

- (1) 中央会費制度移行期間第 2 ステップへの移行（2027 年 1 月）が円滑に進むよう、構成組織および地方連合会への情報提供等に努める。財政・内部統制検証委員会（第 2 次）において、中央会費制度の運営・執行状況の検証、移行期間における中央会費制度の移行進捗状況の検証、および財政的な観点からの連合運動の持続可能性に関する検証と提言について審議する。
- (2) 効率的かつ効果的な財政運営に努める。連合全体の財政状況の透明性とガバナンス、業務の効率性の改善へ向け、2026 年度決算の連合本部・地方連合会・地域協議会の一体的開示を実施する（2027 年 9 月）。
- (3) 会計事故の再発を防止するため、リスク評価・対応策の点検作業および地方連合会に対する本部監査をはじめとする連合本部・地方連合会・地域協議会の内部統制を形骸化させることなく着実に運用するとともに、時々新たな課題に対応すべく業務面も含め不断にブラッシュアップしていく。

2. 地方・地域の連合運動の活性化と構成組織との連携強化

- (1) 地域で組合員が連合運動に参画しやすいように、「理解・共感・参加」の視点で諸活動の再点検と情報伝達方法のブラッシュアップをはかる。さらには、中央会費制度により新たに運動参画する組織が、中長期的な計画にもとづき運動参画していくよう、構成組織・地方連合会・連合本部で連携して取り組む。
- (2) 地域協議会の現状把握アンケートの集約結果を踏まえ、設置基準の見直しも含めた地域協議会体制のあり方を検討する。また、地方ブロック連絡会単位で地域協議会活動推進会議を開催して、取り組み好事例の共有と「全国で統一的に取り組む 2 つのコア活動」の定着化をはかる。とりわけ、地方・地域の連合運動の活性化の視点で、地域において経営者団体などとの連携や未組織企業の情報収集など組織拡大につながる取り組みを推進する。
- (3) 地方ブロック連絡会において、地方・地域における組織拡大、ジェンダー平等・多様性推進、青年活動などに関する取り組みの活性化に向けて取り組むとともに、ブロック単位で開催される各種会議の年間計画を把握し、適時適切な連合本部の各種取り組みの落とし込みを強化する。

- (4) 関係4団体(労働金庫、こくみん共済coop、労福協、連合)での連携を継続し、未組織労働者などに対する組織化に向けた取り組みを検討・展開する。

3. 連合全体の組織力の強化とコミュニケーションの充実

- (1) 構成組織・地方連合会担当窓口を通じた、とりわけ中小構成組織を対象とした日常的なコミュニケーションの充実および各組織が抱える課題解決に向けて協力する。
- (2) SDGsをはじめ産業の枠をこえて向き合うべき課題など、企業活動における課題が高度化・複雑化し、また、産業横断的な政策課題が増えていることに対応するため、政策・制度の取り組みに関する構成組織と連合の連携のあり方について引き続き検討する。
- (3) 産業別・業種別部門連絡会を開催し、産業・業種に関する取り組みの充実・深化に向けた取り組みを推進する。また、開催状況の報告と好事例等を共有するとともに、位置付け等の明確化とさらなる活性化をはかる。
- (4) 企画委員会を中心に運動資源の有効活用や効果的な活動の遂行などを点検する。
- (5) 連合本部・構成組織・地方連合会・地域協議会のそれぞれの運動の効果を最大限発揮するため、業務の見直しに向けた構成組織・地方連合会アンケートの調査結果を踏まえ、諸活動に伴う業務の見直しや重複感の解消による運動資源の配分のあり方などについて、連合本部事務局DX化推進プロジェクトとの連携をはかったうえで、具現化をめざす。

【連合岩手の取り組み】

《過去の教訓を踏まえた対応》企画総務局

- ① 再発防止策を継続し、適時検証と見直しを行いながら健全な財政運営に努めます。
- ② 経費削減に資する取り組みについて継続し、安定的な組織運営・組織運動が行えるよう対応します。

《地協運動の活性化、人財確保》企画総務局

- ① 次世代育成と、地協を含めた専従役員の確保が全国的な課題となっていることから、人財育成、担い手の確保について各構成組織、地協と情報共有に努めます。
- ② 地協に対する「組織強化・拡大交付金」が有効的に活用されるよう、執行委員会での報告、助言を行います。
- ③ 連合本部は地協の活動領域、配置基準の見直し等を行うとしており、連合運動で重要な役割を担う地協活動にどのような影響があるか注視するとともに、意見反映に努めます。

《運動を支える財政確保、健全な財政の運用》企画総務局

- ① 第14次組織財政検討委員会(2025年度設置)の中間答申結果を踏まえ、組織の持続性を担保するため財政の安定に資する各種改善や見直しについて進めます。
- ② 予算の執行にあたっては、適正かつ効率的運用ならびに透明性をもった対応に努めます。

≪各種会議、各部門、各局の見直し≫企画総務局

- ① Web の活用については、有効性を見極めつつ効率化の視点も検討し活用を進めていきます。また、各種会議への出席率向上に向け有効に活用します。
- ② 連合が行う社会運動の強化と会議体等再設計に係る検討会において見直した会議体による組織運営を行いつつ、適切な見直しになっているか検証を行います。

第 4 号議案

不正経理事案の終結について

第4号議案

不正経理事案の終結について

2020年9月に発覚した不正経理事案から6年の歳月が過ぎました。

連合岩手は2021年6月に開催した第33回臨時大会に於いて「連合岩手再生方針」（別紙1）①再発防止の徹底、②法的対応、③役員及び歴代役員の責任ならびに損失補填、④連合岩手調査費の一時凍結、⑤新体制の確立の5点を提案し、承認を受けました。

これまでの期間、皆さまにお約束した取り組みを進め連合岩手の信頼回復に努めてきました。

③損失補填に関しては2026年8月末までの取り組みとして定めてきたことから、結果についてお示しするとともに、臨時大会で確認いただいた方針の履行をもって不正経理事案について終結（節目）とさせていただきます。

私たちが受けた教訓は決して忘れることなく時代が変わっても受け継いでいかなければならない事象であるとの認識のもと、再発防止対策をはじめとして取り組みについては引き続き対応していくことといたします。

連合岩手再生方針の対応状況について

① 再発防止の徹底

別紙1のとおり対応を行ってまいりました。今後も継続します。

② 法的対応

2022.10.26 第35回年次大会報告（別紙2）

2023.10.25 第36回定期大会報告（別紙3）

を踏まえて対応を終了しています。

③ 役員及び歴代役員の責任ならびに損失補填

2021年6月～2026年8月までの5年間対応してまいりました。

結果については以下のとおり

損失補填目標額・・・・・・・・・・20,561,118円

損失補填特別会計（2026年8月末残高）・・・・20,288,200円

内訳 歴代役員からの損失補填・・・・19,947,118円

任意の寄付・・・・・・・・・・300,000円

預金利息・・・・・・・・・・41,082円

損失補填の対応状況

損失補填対象者・・・・・・・・・・96人

損失補填を行った者・・・・・・・・89人（一部補填1人を含む）

労働組合解散により追跡不可・・・2人

死去・・・・・・・・・・・・・・2人

補填の意志なし・・・・・・・・・・3人

一部補填のみ・・・・・・・・・・1人

損失補填を進める過程で2024年5月、2025年7月に再度のお願いを実施し、関係者の皆さまにご理解とご協力のお願いを実施して参りました。

※損失補填は終了となりますが、この特別会計の使途については、今後の執行委員会にて議論します。

④ 連合岩手調査費の一時凍結

連合岩手専従役員等に支給されている手当（調査費）については、2021年4月から支給を行っていませんが、現在も経費削減が必要なことから継続しています。

⑤ 新体制の確立

2021年6月に開催した第33回臨時大会に於いて新体制を確立したものです。

以上

連合岩手不正経理事案

連合岩手再生方針（案）

昨年、9月不正経理事案が発覚したのち、第三者による検証委員会の設置により調査・検証を行い、12月に再発防止策の提言を含む調査報告書を受領しました。その後、執行委員会の議論を経て、再発防止対策の確立、法的対応ならびに損失補填を含む役員の責任を特別委員会に諮問し2月に答申を受けました。

今回の事案については、不正を生んでしまった組織の脆弱な管理体制や、長きに亘って問題意識や課題をなおざりにしてきた結果であり、そのことを猛省しながら慎重且つ丁寧な対応で本事案の解決に向け取り組んでいくことが必要です。そのためには、本事案を解決するための再生方針を関係者が共通の認識として受け止め、着実な実践と履行を図り、構成組織・地域協議会そして組合員の理解と評価を積み重ねていくことを愚直に進めて参ります。

連合岩手は、今臨時大会を契機に県内各地で働く労働者と地域社会からの信頼回復をめざし、連合岩手再生方針を全力で取り組むとともに、全ての労働者の社会的地位向上と労働条件整備および政策制度の実現にこれまで以上に邁進してまいります。

1. 再発防止策の徹底について

検証委員会調査報告書の再発防止策の提言に対する対応について、適時検証を行いながら履行に努めてまいります。【具体的には「調査報告書」の再発防止策の提言に対する対応（別紙）のとおり】

- （1）顧問会計事務所（秋山会計事務所）より会計について毎月指導を受け、適正な会計処理と改善に努めます。
- （2）会計監査人（北光監査法人）による外部監査を実施します。
- （3）「内部監査実施要綱」、「内部監査チェックリスト」、「内部牽制ガイドライン」の徹底と、会計に係わる研修会を定期的で開催します。
- （4）会計事務運用の改善
 - ・欠員となっている役員（副事務局長）について、役員選考委員会と連携し早期補充に向けて対応します。また、役職員の業務分担を明確にするとともに、業務分担の定期的な見直しにより内部牽制機能の強化を図ります。
 - ・職務権限に基づいたチェック体制を強化し、適正な会計処理に努めます。
- （5）ガバナンス体制
 - ・各種会議にて、会計処理状況ならびに予算執行状況の共有を行い、

透明性を図った対応に努めます。

2. 法的対応について

- (1) 刑事上の対応は現在も継続して調査中であることから引き続き対応してまいります。
- (2) A氏への損害賠償請求については、刑事上の対応が継続していることを踏まえ、今後の対応について執行委員会で協議を継続してまいります。

3. 役員及び歴代役員の責任ならびに損失補填について

- (1) 本事案は長年にわたり不正が行われ、それを防ぐことが出来なかったことの責任は重いと判断します。
- (2) その責任については、本事案の損害額に対する損失補填により責任を負うこととします。
- (3) 損失補填総額は特別委員会が示した「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」の規定を踏まえ、第 337 回執行委員会で決定した 20,561,118 円とします。
- (4) 損失補填に有する期間は一定の猶予を考慮して 5 年間とします。
【2026 年度会計年度末 (2026.8.31 まで)】
- (5) 損失補填に係わる会計については、特別会計を新設することを別途提案します。

4. 連合岩手調査費の一時凍結について

連合岩手専従役員等に支給されている手当（調査費）について、経費削減の観点から一時凍結とします。

- ・ 2020 年 8 月まで一月あたり一人 20,000 円支給
- ・ 2020 年 9 月から一月あたり一人 10,000 円支給（減額）
- ・ 2021 年 4 月から一時凍結

一時凍結を解除する判断は執行委員会の協議を経て、大会もしくは地方委員会で提案または報告することとします。

5. 新体制の確立

新会長を先頭に上記再生方針を取り組み、信頼回復をめざし全力をあげます。

以上

「調査報告書」の再発防止策の提言に対する対応

1. 外部監査の導入

（2/9 地方委員会の承認を受け、顧問会計事務所（秋山会計事務所）と契約手続き中、会計監査人（北光監査法人）と 4 月 1 日付け契約済）

2. 内部監査の改善

- ・連合本部が定めた「内部監査実施要綱」「内部監査チェックリスト」「内部牽制ガイドライン」の周知徹底を図るため、地協を含めた役職員、会計監査等を対象にした研修会を実施します。（2 月・4 月本部主催研修会、2/27 連合岩手主催研修会実施済）
- ・提言で指摘された「内部監査を実効性あるものとするための方策」に沿った監査を実施します。（3/10 の予定だった中間監査を延期し、3/25 に顧問会計事務所の指導を受け、4/16 に中間監査を実施済）

3. 会計事務運用の改善

- ・現在欠員となっている副事務局長 1 名、職員 1 名の補充が早急に図られるよう調整します。職員の定期的な異動についても検討します。（4/1 職員 1 名採用済）
- ・ファームバンキングのパスワードの管理を厳重に行います。（承認者は、役員に限定することを実施済）
- ・定期的な確認（モニタリング）については、通帳、伝票等の確認作業を事務局長、企画総務担当副事務局長が随時に行い、結果を月初めに開催する事務局ミーティングで共有します。（現在、通帳の写しの確認は週 1 回程度実施済）
- ・各通帳の残高証明書については、会計監査前の執行委員会に提示することとします。
- ・印鑑の管理は厳重に行うとともに、届出印使用記録簿を整備します。（現在、届出印の保管場所の鍵は事務局長、通帳を保管する金庫の鍵は事務局長以外が管理、届出印使用記録簿に記録を開始済）
- ・預金残高、小口現金の管理については、預金・現金出納帳を整備し、役員によるチェックを行います。（3/25 顧問会計事務所からの指導を受け、4/16 に中間監査を実施済）

4. ガバナンス体制

- ・上記改善策の実施について、企画総務局会議、三役会議、執行委員会での 3 ヶ月に 1 回程度状況報告と確認を行います。（執行委員会で予算執行状況等を共有、中間監査後に 5/17 企画総務局会議を実施）
- ・執行委員会メンバーを対象にした会計、会計リスクマネジメントの研修を行います。（2/27 研修会実施済）

不正経理事案の対応について

1. 相続財産管理人選任申立の対応経過

標記について、相続財産管理人選任審判申立の対応状況を以下のとおり報告する。

- ① 3月4日第349回執行委員会にて相続財産管理人制度の利用による請求を行うことを確認。
- ② 3月17日盛岡家庭裁判所に相続財産管理人選任審判申立を行った。
- ③ 5月10日盛岡家庭裁判所より事務連絡にて内容の照会があった。
- ④ 5月24日盛岡家庭裁判所に回答並びに資料提出を行った。
- ⑤ 6月8日盛岡家庭裁判所より事務連絡にて別紙のとおり内容の照会があった。
- ⑥ 6月22日盛岡家庭裁判所に一部について回答並びに資料提出を行った。
- ⑦ 7月12日盛岡家庭裁判所に未回答の分について別紙のとおり回答並びに資料提出を行った。
- ⑧ 9月2日盛岡家庭裁判所より、本件申立を却下する通知—(別紙)—

2. 今後の対応について（調停もしくは法的対応以外での要求）

標記について、9月21日第353回執行委員会に報告し今後の対応について協議を行った。

協議の結果、第35回年次大会で代議員（構成組織・地協）の意見を踏まえ以降の執行委員会で方針を決定することとした。

今後、対応出来る可能性がある取り組みは以下の①、②である。

① 調停による話し合い

- ・調停とは、法的に根拠がないことについても話し合いを持つことが出来る制度であり、非公開で行われる。共同不法行為等で配偶者との話し合いを要求することが出来る。

弁護士見解

- 共同不法行為としては証拠に欠けると思うが、相手の心情に訴えることが出来る。
- しかし、相手方は代理人弁護士が出てきて、損害賠償の話し合いをしてもゼロ回答となるのではないか。

② 法的対応以外での要求

- ・調停による話し合いを持たずに、連合岩手が受けた被害について、いくらかでも遺族からの配慮を得ることを目的に、文書で要求することも手段としてはある。

弁護士見解

- 死亡保険金を受けとっているようである事実、連合岩手の損害に関する配慮の依頼、法的責任に関係なく窮状に訴えて一定（なにがしか）の金額の支払い
- 上記について、文章で要求

3. 役員の損失補填の状況について（報告）

2022.8.31 現在

損失補填目標額：20,561,118 円（対象人数：96 人、依頼人数 94 人）

補填済み人数：87 人 ※分割 1 人

補填総額：19,528,561 円（預金利息 125 円含む）

任意の寄付 10 万あり（匿名）

不正経理事案の対応について（報告）

標記については、配偶者への「損失補填のお願い」を書面にて実施しましたが、配偶者からは様々な事情により損失補填については対応できないとの回答であり、その回答を踏まえ、今後、ご遺族を含めた関係者への対応の一切を打ち切ることについて第363回執行委員会（2023.4.19）にて確認を行いました。

理由としては、引き続き要求をしても具体的に連合岩手が得るものがないこと、配偶者からの回答が全てであると受け止めざるを得ないと判断するものです。

なお、顧問弁護士からは「回答文書にある内容を裏付ける証拠書類等の提出を求めることは可能ですが、求めたとしても結果として得るものがないこと」、「連合という社会的認知度のある組織が配偶者やその関係者に対し、今回の回答を受けたうえで更に踏み込んだ対応を行う必要があるか」について見解と意見をいただいています。

定期大会終了後、先方の代理人弁護士に対し、連合岩手顧問弁護士と相談のうえ対応することとします。

なお、役員及び歴代役員の損失補填については継続しますが、2023年度に入り補填の進捗が見られません。当面は補填状況を注視して参りますが、損失補填額を目標に近づけるため、関係産別の協力を得ながら以下のとおりのスケジュールにて対応して参ります。

- ・2023年度（2023.10）までは現状のまま注視していく
- ・2024年度（2024.5）損失補填終了2年3ヶ月前に「再度のお願い」発出
※約2年前としたのは、分割による補填も可としていることによる。
- ・2025年度（2025.5）損失補填終了1年3ヶ月前に「再度のお願い」発出（最終）
- ・2026年度（2026.8）をもって損失補填を終了する。
- ・2026.10の大会に報告し全ての対応を終了する。

役員及び歴代役員の損失補填状況

2023年8月末時点における損失補填状況は以下のとおりです。
損失補填目標額：20,561,118円（対象人数：96人、依頼人数94人）
補填済み人数：87人 ※分割1人
補填総額：19,528,726円（預金利息290円含む）
任意の寄付あり（匿名）

以上

第 5 号議案

連合岩手旅費規程の一部改正（案）について

第5号議案

連合岩手旅費規程の一部改正（案）について

1 一部改正の概要

連合岩手の厳しい財政状況に対応するため、旅費規程で定める日当の額の見直しを行うとともに、あわせて運用細則等所要の整備を行うもの。

2 主な改定点

- (1) 別表「日当の額および宿泊料」（第8条関係）について、事務局員および非専従役員・組合員等の日当額を引き下げた。
- (2) 非専従役員・組合員等について、夕食（軽食を含む）の提供を受ける場合の日当額（1,000円）を新たに設けた。
- (3) WEBによる会議出席の場合の日当（1,000円）を新設した。
- (4) 事務局員の「片道10km以上50km未満」の区分における「4時間以上」の加算規定を削除した。
- (5) 上記(4)にあわせ、第8条（日当および宿泊料）別表関係の運用細則の文言を整理した。

なお、具体的な改定内容は、別紙「旅費規程の一部改正（案）新旧対照表」のとおりである。

旅費規程の一部改正（案）新旧対照表

現行	改定後	備考欄
連合岩手旅費規程 第 1 条（根拠） この規程は、日本労働組合総連合会岩手県連合会（以下「連合岩手」という。）の事務局運営規則第 4 章第 2 2 条に基づき定める。 第 2 条（目的） この規程は、事務局員（専従役員含む）、非専従役員および組合員等が連合岩手の業務遂行のため出張および行動する場合に支給する旅費について、その必要な基準を定める。 第 3 条（出張） この規程に定める出張とは、次のとおりとする。 (1) 連合岩手の用務に関わる出張 (2) 連合岩手が招請または用務を依頼した場合の出張 (3) 連合岩手事務局員の赴任、帰任のための旅費 (4) その他前各号に準じる出張 第 4 条（旅費の種類） この規程に定める旅費の種類は、交通費、日当、宿泊費、移転料とする。 第 5 条（旅費の計算） 1．旅費の計算は、当該出張者の通常勤務する所在地を起点として、目的地までの距離が片道 1 0 キロメートル以上の場合に、目的地までの最も経済的な順路および方法により出張した場合の旅費により計算する。 2．災害等やむを得ない場合または業務都合上必要な場合は、事前に事務局長の承認を得て前項に依らない旅費の計算とすることができる。 第 6 条（旅費の日数） 旅費計算上の出張日数は、現に要した日数とする。 第 7 条（交通費） 交通費は実費とし、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃とする。 1．鉄道賃 (1) 鉄道賃は、鉄道の旅行行程に応じて支給するものとし、運賃、急行料金、特急料金（座席指定料金含む）とする。 (2) 県内出張の新幹線の特急料金は、自由席特急料金（立席特急券含む）とする。 2．船賃 (1) 船賃は、水路の路程に応じて支給するものとし、運賃、寝台料金、座席指定料金とする。 (2) 船舶は、グリーン船室（1 等船室）料金とする。	連合岩手旅費規程	

旅費規程の一部改正（案）新旧対照表

現行	改定後	備考欄
3. 航空賃 (1) 航空賃は、空路の路程に応じて支給するものとし、実費とする。 (2) 航空機の利用は、業務都合上やむを得ない場合、または航空機の利用が他の交通機関と比較して経済的な場合とする。 4. 車賃 (1) バスなどの公共交通機関の利用は、実費とする。 (2) タクシー等の利用は、次の場合とする。 ① 鉄道、バスなど公共交通機関の利用が困難な場合 ② 緊急を要する場合 ③ 業務が深夜にわたる場合 ④ その他事務局長が認めた場合。 (3) 自家用車の借り上げ ① 連合岩手車両が不在の場合、または業務都合上やむを得ない事情により自家用車を使用せざるを得ない場合に、本人の申し出により事務局長の承認を得て、自家用車の借り上げを行うことができる ② 借り上げを行う車両は任意保険加入車両とする ③ 借り上げ料は、走行距離1キロメートル当たり30円とする。 (4) 連合岩手車両等で出張する場合、高速道路料金を交通費に含めて支給することができる。 第8条（日当および宿泊料） 日当の額および宿泊費は、その区分により別表のとおりとする。 第9条（国外旅費） 国外出張の旅費については、その都度、執行委員会で決定する。 第10条（赴任旅費、帰任旅費） 事務局員の赴任旅費、帰任旅費は、移転料の実費を支給する。 第11条（会議等の日当および支給対象） 1. 第5条第1項の規定にかかわらず連合岩手が召集する会議等の旅費は次のとおりとする。 (1) 大会、地方委員会、執行委員会に出席する非専従役員には、別表に定める日当を支給する。 (2) 執行委員会決定の各種対策会議、専門委員会に出席する非専従役員ならびに組合員等には、別表に定める日当を支給する。 (3) 大会の代議員および地方委員会の委員には、いかなる旅費も支給しない。 2. 前項の規定にかかわらず、事務局長がとくに必要と認めた場合は、本規程に基づく旅費を支給することができる。 第12条（行動旅費）		

旅費規程の一部改正（案）新旧対照表

現行	改定後	備考欄
1. 連合岩手の業務のため次の行動をした非専従役員ならびに組合員等には行動旅費を支給する。 (1) 大学との提携講座の業務のため行動した場合は、1日6,000円の行動旅費を支給する。 (2) 前号の行動旅費は、第8条および第11条の日当と重複して支給することはできない。 2. 常態的に連合岩手の業務のため行動する専従役員には、執行委員会の決定に基づき別途の行動旅費を支給することができる。 第13条（出張期間中の傷病） 出張期間中傷病のため滞在した場合は、その期間中の日当、宿泊費は全額支給する。 第14条（出張命令） 1. この規程により出張する場合は、出張申請書に記載し事務局長の承認を受けなければならない。 2. 出張者が出張日程の変更を必要とする場合は、直ちに連絡し、あらかじめ事務局長の了解を求めなければならない。 第15条（旅費の請求） 1. 旅費の請求は、旅費精算書兼領収書に記載のうえ事務局長に提出し、その支払いを受けるものとする。 2. 概算払いを必要とする場合は、事務局長の承認を経て、概算払いの支払いを受け、出張後速やかに精算を行うものとする。 第16条（様式） 出張申請書、旅費精算書兼領収書は、別途所定の様式を定めるものとする。 第17条（地域協議会への準用） 本規程を地域協議会に準用する場合は、第2条から第16条の「連合岩手」を「連合岩手地域協議会」に、「事務局長」を「地協事務局長」に、「執行委員会」を「幹事会」に読み替えて適用する。 ただし、第9条および第12条は地域協議会には適用しない。 第18条（規程の改廃） この規程は、大会または地方委員会の議を経て改廃することができる。 第19条（付則） 1. この規程は、1989年12月11日より施行する。 2. この規程は、第2条、第4条、第7条、第8条、第10条、第17条を一部改正して、1998年7月17日より施行する。 3. この規程の一部改正は、2007年10月20日より施行する。 4. この規程の一部改正は、2017年2月8日より施行する。	第19条（付則） 1. この規程は、1989年12月11日より施行する。 2. この規程は、第2条、第4条、第7条、第8条、第10条、第17条を一部改正して、1998年7月17日より施行する。 3. この規程の一部改正は、2007年10月20日より施行する。 4. この規程の一部改正は、2017年2月8日より施行する。	

旅費規程の一部改正（案）新旧対照表

[illegible]

旅費規程の一部改正（案）新旧対照表

現行	改定後	備考欄
認を得たうえで領収書を添えて実費精算できる。 3 事務局員の片道10km以上50km未満について、用務地での業務従事時間に 加え、往復に係る所要時間を含め4時間以上の場合に支給することができる。 連合岩手旅費規程運用細則 第2条（目的）関係 この規程で定める専従役員、非専従役員、事務局員、組合員とは、次の者をいう。 (1) 専従役員・・・連合岩手規約第35条に規定する役員のうち派遣専従者（地協事務局長として派遣する専従者および雇用する者を含む） (2) 非専従役員・・・連合岩手規約第35条に規定する役員のうち前号の専従役員を除く役員 ※ 地協に準用する場合にあっては、地域協議会運営規約第22条に規定する役員のうち前号の地協事務局長を除く役員 (3) 事務局員・・・連合岩手事務局運営規則第3条に規定する事務局員 (4) 組合員・・・連合岩手構成組織の組合員 第3条（出張）関係 第3号に定める赴任、帰任旅費の支給対象は、事務局員に限ること。 第5条（旅費の計算）第1項関係 1. 目的地までの距離が10キロメートル未満の場合は、第11条に規定する旅費以外は支給しない。 第5条（旅費の計算）第2項関係 1. 「業務都合上必要な場合」において、当該出張者が事務局員の場合に限り、本人の申し出により出張経路を居住地から用務地、または用務地から居住地とすることができる。 2. 前項の場合の旅費の計算については、次のとおりとする。 (1) 日当は、実際の移動距離数に応じた金額とする。 (2) 交通費は、実際に使用する交通手段に応じた金額とする。 (3) 交通手段のうち鉄道、バスなどの公共交通機関を利用する場合において、当該出張者に定期券相当額を含む通勤手当が満額支給されている場合はその区間の交通費を支給しない。 ただし、通勤手当が支給されていない場合、または通勤手当が満額支給されていない場合は、その区間の交通費を支給する。 (4) 交通手段のうち自家用車の借り上げにより交通費を支給する場合、		業務に従事する疲労度を考慮し削除

旅費規程の一部改正（案）新旧対照表

現行	改定後	備考欄
当該出張者の通勤手当の支給の有無に関わらず支給する。 3. 前項の旅費の計算において、当該出張者の通常勤務する所在地を起点として計算した旅費の金額を超える場合は、通常勤務する所在地から用務地までの旅費の金額を限度とする。 4. 「業務都合上必要な場合」において、当該出張者が非専従役員の場合は、当該出張者の通常勤務する所在地を起点とする旅費を支給する。 第7条（交通費）第4項第3号関係 1. 借り上げを行う車両の任意保険の金額は、対人保障および対物保障は無制限とする。 2. 万が一事故が発生した場合は、借り上げた自家用車の任意保険を使用するものとする。 3. 借り上げた自家用車の任意保険を使用したことに伴う保険料等の補填については、連合岩手は一切行わない。 第7条（交通費）第4項第4号関係 連合岩手車両等出張し高速道路料金等を旅費に含めて請求した場合は、出張終了後に高速道路料金の領収書等を旅費清算書兼領収書に添付しなければならない。 第8条（日当および宿泊料）別表関係 事務局員の「片道10km以上50km未満」で、「4時間未満」の場合は日当を支給することはできない。ただし、目的地までの距離が10キロメートル以上の場合、車賃等交通費については、その実費を支給する。 第11条（会議等の日当および支給対象）第1項関係 非専従役員には、女性委員会ならびに青年委員会の役員のうち専従役員以外の者を含む。 第11条（会議等の日当および支給対象）第2項関係 「事務局長がとくに必要と認めた場合」については、事前に連合岩手事務局長の承認を得ること。 なお、次の場合については、「事務局長がとくに必要と認めた場合」として取り扱うものとする。 (1) 第11条第1項第3号に規定する地協の大会の代議員について、2014年1月の地協再編の統合要件として旧地区協議会間の移動に伴う交通費を支給することとしている場合 なお、対象とする地協は、釜石・遠野地協および県北地協である。 （例1）県北地協の大会を二戸市内で行う場合、久慈市内の単組から出席する代議員には交通費のみ支給する。 （例2）釜石・遠野地協の大会を釜石市内で行う場合、遠野市内の単組から出席する代議員には交通費のみ支給する。 第12条（行動旅費）関係	第8条（日当および宿泊料）別表関係 事務局員の「片道10km以上50km未満」の場合は日当を支給することはできない。ただし、車賃等交通費については、目的地までの距離が10キロメートル以上の場合、その実費を支給する。	別表、備考3を削除のため修正

旅費規程の一部改正（案）新旧対照表

現行	改定後	備考欄
「大学との提携講座の業務」とは、提携講座の講師を依頼された場合に限ること。		

第 6 号議案

2026 年度一般会計剰余金処分（案）ならびに
2027 年度一般会計予算（案）について

第6号議案

2026 年度一般会計剰余金処分(案)ならびに 2027 年度一般会計予算(案)

1. 2026 年度一般会計剰余金処分について

(1) 2026 年度一般会計決算による剰余金 28,844,601 円を以下のとおり処分する。

- ① 2027 年度一般会計に 28,844,601 円を繰越金として繰り入れする。

2. 2027 年度一般会計予算(案)の考え方について

(1) 収入について

- ① 一般会計の収入は、連合本部交付金の設定により年額 149,620,000 円が、7 月、10 月、1 月、4 月の年 4 回交付とする。
- ② 組織拡大強化費は、オルガナイザーを配置することによる連合本部からの交付金として 2,700,000 円とする。
- ③ 退職金積立金特別会計の預金利息について一般会計の雑収入として処理する。

(2) 支出について

- ① 全体的な支出予算額は、連合岩手財政見通しの基本的な組み立てにより配置する。
- ② 中央会費制度の実施・人件費の増加・物価の上昇など財政見通しが楽観できない状況であることから、各項目の予算額は、前年実績を考慮し過大にならないよう予算配分を行ったが、さらに効率的な予算執行に努力する。
- ③ 地協交付金は、経常経費を再算定し基礎額を増額した 2018 年度からの算出基準に基づいて交付するとともに、前年度同様に青年活動活性化のため 2,400,000 円(300,000 円×8 地協)を加算する。
- ④ 調査費は、第 33 回臨時大会の決定通り、一時凍結とする。
- ⑤ 特別会計積立金について、退職積立金に 423,549 円、事務所移転積立金に 4,309,266 円、40 周年事業のため 2,000,000 円を積み立てる。

3. 2027 年度一般会計予算(案)について

「資料参照」

2027年度一般会計予算(案)

自 2026年7月 1日

至 2027年6月30日

収入の部

科 目	項 目	27年度予算額	摘 要	26年度決算額
会 費	会 費	0		30,301,830
	計	0		30,301,830
本 部 交 付 金	本 部 交 付 金	149,620,000	本部交付金(7月、10月、1月、4月)	96,790,000
	特 別 交 付 金	0		0
	地 協 強 化 助 成 金	0		22,400,000
	組 織 拡 大 強 化 費	2,700,000	オルガナイザー交付金	2,700,000
	計	152,320,000		121,890,000
雑 収 入	預 金 利 息	22,037	預金利息	21,558
	広 告 ・ 宣 伝 収 入	5,950,000	広告・宣伝関係収入	5,930,000
	雑 収 入	3,792,362	配当金、LSC、労福協助成金、教育文化協会	4,127,108
	地 協 残 金 戻 入	1,000		10,974,048
	計	9,765,399		21,052,714
繰 入 金	繰 入 金	0		6,340,000
	計	0		6,340,000
繰 越 金	繰 越 金	28,844,601	前年度剰余金の繰り入れ	20,294,638
	計	28,844,601		20,294,638
本 部 借 入 金	借 入 金	0		0
	計	0		0
合 計	計	190,930,000		199,879,182

支出の部

科 目	項 目	27年度予算額	摘 要	26年度決算額
人 件 費	県 専 従 費	19,800,000	専従者派遣組織還元金	19,800,000
	地 協 専 従 費	28,238,000	組織還元金・賃金	34,363,538
	職 員 人 件 費	29,611,000	職員賃金・一時金、パート賃金	29,209,338
	厚 生 費	5,413,000	社会保険料、労働保険料、健診料等	5,588,286
	通 勤 費	1,354,000	役職員通勤費	1,176,327
	計	84,416,000		90,137,489
事 務 所 費	賃 貸 料	7,060,000	事務室賃貸料、電気料、水道料、駐車場	6,774,625
	水 道 光 熱 費	0	(電気料、水道料は賃貸料に含む)	0
	備 品 購 入 費	200,000		0
	営 繕 費	10,000		0
	計	7,270,000		6,774,625
総 務 費	事 務 用 品 費	730,000	消耗品等	473,051
	旅 費 交 通 費	50,000	旅費、駐車料、タクシー代	0
	通 信 費	893,000	電話機リース、電話料、宅配便、切手代	708,529
	図 書 新 聞 費	200,000	新聞代、図書代	183,628
	リ ー ス 料	1,110,000	印刷機・パソコン	1,034,440
	慶 弔 費	650,000	慶弔・見舞金等	560,900
	事 務 機 器 管 理 費	288,000	ソフト保守等	233,591
	雑 費	300,000	NHK受信料等	93,066
	計	4,221,000		3,287,205
大 会 費	旅 費 交 通 費	170,000	執行委員、特別代議員	59,840
	印 刷 費	550,000	議案書、報告書	459,360
	運 営 費	760,000	会場料、看板代等	710,068
	計	1,480,000		1,229,268

科 目	項 目	27年度予算額	摘 要	26年度決算額
地方委員会費	旅 費 交 通 費	170,000	執行委員、特別地方委員旅費	139,720
	印 刷 費	200,000	議案書、報告書	164,450
	運 営 費	100,000	会場料、看板台等	36,380
	計	470,000		340,550
会 議 費	三 役 会 議 費	350,000	旅費、会場料	158,655
	執 行 委 員 会 費	1,180,000	旅費、会場料	588,920
	組 織 代 表 者 会 議 費	150,000	旅費、会場料	32,000
	地 協 代 表 者 会 議 費	90,000	旅費、会場料	6,000
	フ ロ ッ ク 会 議 費	740,000	東北ブロック幹事会、担当者会議等旅費	379,310
	本 部 会 議 費	520,000	本部機関会議旅費	303,411
	そ の 他 会 議 費	315,000	その他会議等旅費	261,454
	計	3,345,000		1,729,750
活 動 費	企 画 総 務 活 動 費	1,010,000	事務局会議、会計監査、会計研修会等	786,791
	政 策 活 動 費	1,100,000	政策制度要求、地域フォーラム、全国会議費等	35,240
	労 働 対 策 費	1,700,000	春闘・最賃・労働安全・中小共闘・雇用対策費、全国会議費等	812,327
	組 織 活 動 費	3,460,000	組織拡大費、部門連絡会経費、オルグ費、労働相談、退職者連合交付金、全国会議費等	2,737,456
	オ ル ガ ナ イ ザ ー 費	5,400,000	専従派遣組織還元金	5,400,000
	国 民 運 動 費	3,181,000	メーデー、平和運動、連合の森、全国会議費等	2,848,140
	政 治 活 動 費	600,000	活動費、政治センター会議費、議員懇談等	54,560
	教 育 活 動 費	1,000,000	寄附講座、職員研修等	917,184
	広 告 宣 伝 費	640,000	HP保守、機関紙、各種広告等	531,190
	女 性 青 年 活 動 費	1,450,000	女性、青年、男女平等参画推進	1,071,625
	渉 外 費	1,000,000	対外団体との経費	440,448
	計	20,541,000		15,634,961
地 協 交 付 金	地 協 交 付 金	39,431,250		41,361,680
	計	39,431,250		41,361,680
負 担 金	負 担 金	4,380,000	各種団体分担金等	4,278,100
	計	4,380,000		4,278,100
車 両 関 係 費	車 両 維 持 費	3,008,000	自動車共済、税金、ガソリン、車検	1,317,329
	計	3,008,000		1,317,329
調 査 費	調 査 関 係 費	0		0
	調 査 活 動 費	0		0
	計	0		0
法 規 対 策 費	法 規 対 策 費	1,900,000	顧問弁護士料、顧問会計事務所費用、監査法人費用	1,847,700
	計	1,900,000		1,847,700
特 別 会 計 積 立 金	連 帯 活 動 基 金	0		0
	福 祉 基 金	0		0
	退 職 積 立 金	423,549	退職金の積立て	655,924
	40周年事業積立金	2,000,000		2,000,000
	事務所移転積立金	4,309,266		0
	計	6,732,815		2,655,924
敷 金 取 得 支 出	敷 金 取 得 支 出			440,000
	計			440,000
予 備 費	予 備 費	13,734,935		0
	計	13,734,935		0
合	計	190,930,000		171,034,581

第7号議案

会計監査人の選任について

第7号議案

会計監査人の選任について

連合岩手の外部監査を実施するため労働組合法第5条第2項第7号の規定による会計監査人を以下のとおり選任します。

1. 会計監査人 北光監査法人（盛岡市）
2. 選任の時期 契約が整い次第速やかに

なお、顧問会計事務所については、秋山会計事務所と契約をしており毎月の会計チェックおよび決算書作成に係わる事項について指導・助言を受けています。秋山会計事務所との契約については基本的に自動更新であるため、初回選任時（第45回地方委員会 2021.2.9）に確認していることから、引き続き契約関係にあることを報告します。

第 8 号議案

役員の選出について
(別紙)

第 9 号議案

退任役員表彰について
(別紙)

第 1 0 号議案

その他